

福祉文教委員会会議録

令和4年11月14日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:53

【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (契約課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

本日は、飯塚市要保護児童連絡協議会要綱の改正が終わりましたので、前回保留しておりました関係機関を含めたところで、告示文書を資料1として提出させていただいております。また、資料2として、改正後の要綱に合わせて、飯塚市要保護児童対策地域協議会マニュアルの案と、以前から課題とされておりました早期発見対応指針及び保護及び支援を行うための指針の案を、それぞれ資料3、4として提出させていただいております。

初めに、資料1についてご説明させていただきます。飯塚市要保護児童連絡協議会要綱の改正について、第1条の設置から第12条の補則までは、前回の委員会でご報告させていただいたものと変更ございません。その後、第4条組織につきまして、関係機関と調整し、要綱の改正を行い、令和4年10月11日に告示をいたしました。市の機関といたしましては、地域との連携のため、まちづくり推進課と、DV関係の機関として男女共同参画推進課が加わっております。また、前回の委員会で、委員からご提案のございました飯塚歯科医師会、児童クラブ、子育て関係団体として、各子育て支援センターなどに、関係機関として、要対協への参加をご了承いただいております。さらに、地域での見守りを行っていただくために、自治会連合会にもご協力をお願いいたしました。また、改正前の要綱では、関係機関として、保育協会、中学校校長会、小学校校長会となっておりますが、学校や保育施設は全て要対協の機関であるということを確認するため、市内保育施設、市内中学校、市内小学校という表記に変更しております。同じく、障がい児が通う施設等も関係機関として追加いたしました。

なお前回の委員会で、関係機関としてはどうかというご意見をいただきました市立病院やフリースクール等につきましては、今回は、現在まで特に要保護児童との関連がないということで、今回は関係機関として入っておりませんが、要綱別表の最後には、その他必要と認められる機関等としており、必要があれば、支援に加わっていただけるものと考えております。要綱の改正については以上となります。

次に、資料2、飯塚市要保護児童対策地域協議会マニュアルについてご説明させていただきます。1ページから3ページには、要対協の設置の目的と役割、また、支援対象となる要保護児童や特定妊婦の定義などを示しております。4ページには守秘義務について、5ページからは、先ほどご説明いたしました関係機関の一覧と主な役割、また要対協の会長・副会長の職務などをまとめております。5ページの組織の一覧につきましては、法人・法人以外の区分に一部誤りがございましたので、再度見直しをしたいと考えております。申し訳ございません。8ページでは、今回の要綱改正で明確にした3つの会議体に係る3層構造を図で示し、9ペー

ジ以降に、それぞれの会議体の目的、開催頻度、参加者、協議事項などを記載し、実務者会議と個別ケース検討会議では、その会議の具体的な進め方などをまとめております。

最後に、調整機関としての市の責務と、対象児童が転出した際のケース移管について、ルールを定めております。このマニュアルにつきましては、今回、今現在考えられる全てのことを盛り込み、作成しておりますけれども、今後、必要に応じて改正を行い、よりよいものへとしていきたいと考えております。

次に資料3、早期発見対応指針についてご説明いたします。早期発見対応指針は、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第9条第2項で、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するために策定されておりますが、以前、委員より、保育所や学校はどうやって子どもたちから危険なサインを読み取り、支援が必要な家庭を発見するのか、具体的に示さないと難しいというご指摘をいただいております。今回の改正では、「発見・気づきのために」という項目を設け、リスク要因をまとめ、地域の方々にも気づいていただくためのポイント、「不自然さ」というものについて、具体例を示しております。併せまして、14ページにはチェックシートも追加しております。また、関係機関の役割として、その対応等をそれぞれまとめました。市では、現在、通告を受けた際は必ず通告受理票を作成し、緊急受理会議を行っておりますけれども、県が策定した緊急度アセスメントシートを活用し、その緊急度を図り対応しており、乳幼児健診の未受診者に対する、いわゆる福岡ルールなどと合わせて、指針の資料として盛り込んでおります。

最後に、資料4、保護及び支援を行うための指針については、条例第22条で、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うため、策定することとされておりますけれども、市で行う支援は、在宅によるものであることから、まず支援方針として、在宅での支援の体制が整っているか、その状況確認のポイントを明文化するとともに、支援の際の留意点や関係機関の役割をまとめております。

また、最終ページには、在宅による支援の留意点をまとめたものを追加いたしました。これらの指針につきましては、改正案でございますので、本日の委員会で委員の皆様方よりいただいたご意見、ご指摘等を基に、内容を精査し、改正を行いたいと考えておりますので、よろしくご願いたします。

以上、簡単でございますけれども、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

やっと、こうやって指針類が出てきたわけです。まずは、要保護児童対策地域協議会のマニュアルのほうからお聞きいたします。まずこのマニュアル、いろんなところで作られていますよね。参考にされたところがあると思うんですが、どこの分を参考にされたのかお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

いろいろとネットなどから情報を集めておりますけれども、主に奈良県の要対協のマニュアルなどを参考としております。

○江口委員

奈良県の要対協のマニュアルというのはすごくよくできているんですよね。以前も紹介したことがあるんだけど、これってトータルで何ページありますか。

○子育て支援課長

申し訳ございません。ちょっとページ数は確認しておりません。

○江口委員

えっとね、100ページ近くあったと思うんです。ほかのところを参考にされている分というのは多分、多くの場合が、都道府県がつくっているケースがありますよね。都道府県が地域内の市町村用に、これどうぞ使ってくださいという形でつくっているんだけど、ほかのところを見ても、同じように、しっかり分厚いんですよ。岩手県でも118ページとか、あるんです。これだけボリュームがあるんだけど、今回、マニュアルつくられた、もともとマニュアルがあったんだけど、それを改正した上で今回提出していただいたんだけど、今回のマニュアルって21ページなんです。もう一度、これちょっと考えていただいたほうがいいのかなど思っているんです。それぞれのところが、やっぱり、それだけのボリュームがあるからこそ、伝わることってあるんですよ。いいとこ取りしようというのは当然のことだと思うんだけど、いいとこ取りするとき、ポンポンと削り過ぎないようにやらないと、実は新しくつくったはつくったんだけど、これでもちょっとぼんやりして、実際に作業するとき、もうちょっとこれってどういうことなんだろうって、困るのではないかと思うんです。この点については、考え直す余裕はあるというふうな形でしたっけ、指針類はまだ案なのでという話だったんだけど、このマニュアルについてもこれ、案でしたっけ。

○子育て支援課長

はい、こちらも案でございます。

○江口委員

そしたらぜひそういった視点を含めて、考え直していただきたいと、まずは申し述べておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

最初に、飯塚市要保護児童連絡協議会要綱の一部を改正する告示なんですけれども、全体として、この告示、改正するに至る過程で、飯塚市の現実から出発したことがあると思うんですね。その一つとして、3児童死亡事例というのがあったと思いますけれども、これについては後ほど聞きたいと思いますけれども、この3児童死亡事例のほかの事情から、この改正に至ったというような事例、どのような検討をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

こちらの要綱の改正につきましては、委員おっしゃるとおり、3児童がお亡くなりになられたあの事件を契機に、具体的に話が一気に進んだものでございますけれども、飯塚市の要綱名、飯塚市要保護児童連絡協議会と、以前申ししておりました。そもそもこの連絡協議会でいいのかどうかということ、国のほうは、要保護児童対策地域協議会という名称でしたので、こちらのほうにきちんと改めるべきではないかというような議論もあっておりました。このような中で、また、飯塚市の場合、個別ケース検討会議についての要綱が、以前の要綱にはございませんでしたので、その項目も必要であるということで、様々な問題は抱えていることは認識しておりました。このタイミングで行ったことにつきましては、確かに、3児童の件があったことが大きかったとは考えております。

○川上委員

この改正をやるという決意を固めるに至る3児童死亡事例以外のものはなかったということですかね。

○子育て支援課長

課題を感じていたということは申し上げましたけれども、事件があったから変えたということではございません。課題があったので、それに合わせて変えた。この時期が3児童の事件が契機になったというような捉え方をしております。

○川上委員

3 児童死亡事例発生以前に必要性を感じていたということをおっしゃったんですか。

○子育て支援課長

課題については、マニュアル等がありましたので、個別ケース検討会議はそちらのほうで行っているなどの対応はしておりましたが、やはり要綱の中で、きちんと見直すべきじゃないかというような認識はあったものと考えております。

○川上委員

3 児童死亡事例発生以前に行うべきものが市にあったということをお認めになっているわけですかね、今。

○子育て支援課長

要綱が改正されていなかった、旧の要綱で体制が悪かったというふうには考えておりません。先ほど申し上げましたとおり、マニュアルのほうもつくってございましたし、対応につきましては、子育て支援課のほうで行ってきておりました。ですが、要綱のほうを実情に合わせるべきではないかという意味で、課題を感じていたということでございます。

○川上委員

ちょっと分かりにくいんだけど、感じていたものがどういった内容だったかというのをさっき聞いたんですよ。3 児童死亡事例以外で皆さんが改正をする決意に至らしめる、その他の事情があったかと聞いたけど、そこはあんまり明確にお答えにならないですよ。少し具体的にこう、3 児童死亡事例が生じる前までに感じていたという、具体的な虐待の事実とか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思って聞いているんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 17

再開 10 : 21

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

飯塚市のほうで要綱を変更しなければならないと感じるような、重大な事例というものはそれまで起こってはおりませんでした。具体的に申し上げますと、今度はちょっと内容になりますと、個人情報的なものもございますので、通常、家庭児童相談室で行っているものについては、児童相談所と協議をしながら、子どもの、親からの暴力、また、そういった関係で、児童相談所と協議をしながら支援を行ってきた。その中で、個別ケース検討会議について、こちらの項目が、この要綱には、以前の要綱にはなかったもので、この要綱の中にも、きちんと個別ケース検討会議を盛り込んだ上で、責任の所在といいますか、要対協として活動していく上で、以前、要綱を改正する前に個別ケース検討会議が行われていなかったということではなく、個別ケース検討会議は行ってたんですけれども、そのときの主催が明確になっていなかったりしていた分を、今回きちんと改めなければならないということで、改正に至ったものでございます。

○川上委員

今回の改正は3 児童死亡事例の飯塚市としての検証の過程で出てきたものではないかと認識しているんですけど、それは間違いないですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、この3 児童死亡事例が発生する前に改正することができなかったということになるんですかね。

○子育て支援課長

改正することができなかったというような事情はございません。

○川上委員

すると、改正できなかった理由は何なのでしょう。子どもが3人亡くなるまで、飯塚市が改正できなかった、あるいはしなかった理由というのはどういうことでしょうか。

○子育て支援課長

今回、事件が起きまして、内部で検証報告書をつくっていただきました。その中で課題でもございましたように、要対協の会議体が明確になっていなかった部分があったという指摘を受けておりましたけれども、決してそれまでの対応について、不足していた分があったというふうには考えておりません。個別ケース検討会議も実際行われておりましたし、ただそのときの在り方について、きちんと要綱も改正して、形を明確にして行くべきじゃないかということで、今回の要綱の改正に至ったところでございます。

○川上委員

そうすると、3児童死亡事例以前に改定してしかるべきだったということではないかと思うんですけど、そういう考え方、かみ合いませんか、皆さんとは。

○子育て支援課長

今回、要綱の改正を行いましたけれども、この要綱の改正のきっかけにはなりましたけれども、繰り返しの答弁になりますけれども、それ以前も決して支援が行き届いていなかったというふうには考えておりません。今回の要綱の改正に至りましたのは、既に行われている現状に要綱のほうがついていってない部分があったので、その個別ケース検討会議の在り方などを明記したものを、きちんと形を整えたというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと質問の仕方を変えますけど、3児童死亡事例発生以前に、この改正はできたのではないですか。

○子育て支援課長

可能だったと考えます。

○川上委員

それを入れてなかったのはどういう理由か、検討していますか、自己検討。

○子育て支援課長

要綱を改正する妨げがあったものではございませんけれども、その当時、支援等は適切に行われていたというふうな考えがあったので、改正には至っていなかったものと考えております。

○川上委員

検証してないでしょ。そのことについて検証しましたか。検証して今回の改正、改定に至ったわけですか。それとも、検討はしていませんと。だけど3児童死亡事例も発生したので、この際ということになったのか。なんだかその自己検討があったかどうかということを知りたいわけですね。だからその過程で、内部的に改正する必要性があるよとかいうような意見とかいうのは把握してないですか。

○子育て支援課長

検証の中では、要対協の在り方についての検証、また課題等の抽出がございましたけれども、要綱そのものについて、検証委員会のほうで意見があった、検討したというようなことはございませんでした。

○川上委員

私が言っている、自己検討とかいう表現しましたが、これは先ほどの検討委員会の問題とは違うんです。飯塚市の担当のところで、担当課、あるいは担当部でもいいんですけど、のところでの検討ということが、やろうと思えばできたのに、やってこなかったわけでしょ。それはなぜなのかというような自己検討はしてないんですねということを今、聞いているんです。

○福祉部次長

飯塚市要保護児童連絡協議会のほうを、飯塚市は国が示すよりも先に設置しておりました。そのときにつくった要綱が、確かに個別会議というところが入っておりませんでして、その後、国が対策地域協議会のほうを示したわけですけれども、その際に、本来であれば、個別会議を入れておくべきだったとは思っております。

○川上委員

今の答弁で、いつというのをちょっと入れてもらっていいですか。いつ飯塚市はこれを、国はいつそういうことを言ってきたのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:30

再開 10:32

委員会を再開いたします。

○福祉部次長

失礼しました。国が示す対策地域協議会についてですけれども、平成16年に示されております。飯塚市は合併前からこの連絡協議会のほうを設置しておりました。その後、先ほど言いましたように改正ができておりませんでした。その点については、早く改正すべきだったと考えております。

○川上委員

平成16年というのは、2004年、いや違うか、18年前の話です。18年間、この年に生まれた子は18歳という時の流れなんですね。そういう感じですかね、時の感覚としては。

○子育て支援課長

はい、2004年生まれのお子さんは、18歳になっておられると思います。

○川上委員

そうすると、飯塚市は改定、改正しなかった理由が必要になりますよね。必要というか、聞きたくなりますよね。18年間もね。これは自己検討が行われて後に今回の改正がされて当然だと思うけど、その検討はしていないような感じですけど、しましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:35

再開 10:37

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

要綱につきましては、合併後、当然こちらのほうも飯塚市のほうで告示しておりますけれども、その後、関係機関等の改正は随時行ってきておりましたけれども、内容のほうにつきましては、十分機能しているというふうに考えておりましたので、改正が行われておりませんでした。質問委員がおっしゃるとおり、今回の3児童が起こったことにより、実際に、個別ケース検討会議を含め、実際に対応はしてきておりましたけれども、やはり要綱もきちんと実情に合わせるべきであったということ、内部で話をした、そのことが内部での反省だったり、検討だったと思うんですけれども、こちらを行ったところで今回改正に至ったというところでございます。

○川上委員

先ほどの答弁の関係で言うと、3児童死亡事例発生以前に、改正の必要性は感じておられたということじゃなかったかと思うんですよ。具体的な、あなた方が、本当に改正しなきゃならんと思うような深刻な児童虐待の実態があったわけではないというようなことをおっしゃった

んだけど、見えなかつただけかもしれないよね。で、私はいつも国がね、地元の実情を把握して正しいことを言うとは限らないと思います。むしろ柔軟に、自治体のほうで対応することを妨げることもあるかもしれない。それは可能性の問題として十分にあることなんだけど、そうすると、この件について、今回改正すると決意するに至るポイントについて、国が問題提起していたということですよ。その理由はどういうことですか。

○子育て支援課長

平成16年、厚労省、国のほうが示しましたのは、要保護児童対策地域協議会の設置については、関係機関等の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制の明確化、また関係機関からの円滑な情報提供を図るための、個人情報保護の要領と関係機関における情報共有の関係の明確化が必要であるということから、こちらの対策協議会のほうを設置するように出されたものと考えております。

○川上委員

私は先ほど国のいろんな技術的アドバイスというか、事務連絡とかいろんなのが来ることについての捉え方というのは先ほど申したとおりですけれども、その背景となる事実が、国の側にもあるはずなんです。こういう事実があるので、こういうアドバイスをしますよと、連絡をしますよということがあったと思うんだけど、飯塚市の現場において、深刻な事例が捕捉できなかったということがあったとしても、この間に、全国的にはですね、深刻な事態が何回も何回も繰り返し起きていて、そしてお互いの心も痛めてくるんだけど、自分たちの目の前にはそれが現れてこない、まだ捕捉できてないだけかもしれない。そうした中で、そういう全国的なひどい経験が、虐待の事実が、しかも急増しているという事実がある流れの中で、国がアドバイスや事務連絡をしてきたと。それを脇に置いて、そして合併の下でね、職員は減らしていくと。それによって随分、財政調整基金とか、ためていくのに結びついてくことにはなると思うんだけど、こうしたことが何かね、どうだったかという検討が市としては要るのではないかと、このことからだけでも。何か18年たったから、変えましょうという話じゃないわけですよ。だから、議会に対しても、市民に対しても、今回の改定の経過背景、それから、市としての自己検討、併せて出すべきではないかというふうに思うんだけど、副市長、どう思われますか、このような考え方は。

○久世副市長

先ほどから担当課長が答弁いたしております。本市にも合併後、マニュアルはあったわけでございます。当然そのマニュアルに沿って、また実務も行われてきたと思います。しかしながら、結果的にはこのような3児童死亡事故というふうな形で、非常に、本当に無念な事件が起こったのもこれも事実でございます。先ほどから質問委員ご指摘のとおり、これにつきましては、先ほどから担当課長は、十分に対応しておったというふうな話もしておりますけども、やはり足りない部分があったんだろうと。その辺は我々も真摯に反省し、当然今後も改定をやっていくべきだと思いますし、これは福祉に限らずですけども、いろんな分野で、その辺、とにかく住民福祉の向上のために、謙虚な気持ちで、とにかく問題意識を持っているような事務にあたっていかなければならないというふうに私は考えております。

○川上委員

これは1度聞いているので、重ねては聞きませんが、2004年以降、様々なこの問題についての、何というか、重要情報は幾らでもあったと思うんだけど、国との関係でいえば、総合拠点、子育て支援のね、これが2007年3月かな、春かな、ですよ。これを速やかに、片峯政権ができたその年ですけど、速やかに設置しようという動きにならなかった。今年度設置まで5年かけたわけですよ。18年、5年の時の流れについては、この間も、飯塚市において5年というのはそんなに短い、僅かな時間なのかという指摘をしたんだけど、実は18年という時の流れもあったと。この背景に、全国の自治体を全部調査しているわけじゃもちろんあり

ませんが、飯塚市は、重大な欠陥があるのではないかと。この問題について。何かそういう、我々重大な欠陥があるのではないかとという自己検討が、内部検証がまだされてないわけですよ。そこで、3児童死亡事例の検証委員会、検討委員会、についての報告書が出て、それからいろんな手だてを打ってきているというのがあるんだけど、市独自の検証委員会は、県の指導にも基づかないやり方なんです。内部検証じゃないわけですね。調査されるべきものが、事務局を握っているみたいな状況でやってきたわけでしょ。それで、この間聞いたことでいえば、この外部検証だか内部検証だか分からない委員会の報告、それはそれで重要だと思うけど、これを踏まえて、内部検証はこれからですという答弁がありましたね。それで、今、私が聞いた、あなた方が答弁した事実によっても、内部検証は全くやられてないと言われても仕方がないような状況があるのではないかと思うわけです。結論だけ出してくる。しかも、自分たちの痛苦の教訓の中からの改正ではなく、よその自治体を参考にするのはいいですよ。その自治体で起こった出来事、苦しみ、そこからその自治体のマニュアルとかが出てくるわけでしょ。その中の、文章だけを取ってくるみたいなことではなかったと思うけど、だから内部検証、この間の検討委員会報告書に基づき、その後の内部検証の予定はどうなっていますか。

○子育て支援課長

内部検証につきましては、前回の8月の委員会の際にご報告をさせていただきましたけれども、庁内連携会議を行いまして、各関係機関等の役割や、また、課題等を話し合ったところでございます。

○川上委員

えっと、スケジュールを聞いたんです。スケジュールはありますか。

○子育て支援課長

今年度、4月以降、内部の庁内連携会議を行いながら内部の検証も行ってきてまいりました。その際、8月でもご報告しておりますけれども、こちらの連携の会議は、今後も継続して行うということにしております。令和4年度、次回の会議については日程等は決めておりませんが、年度内に再度行っていきたいというふうには考えております。

○川上委員

で、あなた方、異動するでしょう。内部検証は目的を定めないといけないでしょ。内部検証の目的。それから、内部検証の基準を定めないとイケませんよね。目的に基づく基準。どういうメンバーで、このメンバーの中には、内部検証ですからなおのことですけども、緊張関係がなければ内部検証になりませんよね。そして、いつまでにとというのがいるでしょう。基本、市民の目の前でというのが要りますよね。そのリアルタイムで公開するかどうかは別ですよ。市民に公開できる努力が要るよね。こういうのはないわけですか。

○子育て支援課長

内部検証につきましては庁内連携会議という形で行っております。その結果として8月の委員会のほうでご報告をいたしております。関係機関といたしましては学校教育課、まちづくり推進課、男女共同参画推進課、生活支援課、社会・障がい者福祉課、保育課、子育て支援課で構成して、会議を行ってきてまいりました。

○川上委員

答弁されてないわけね。答弁になっていませんよね。先ほど言ったようなね、目的、基準、緊張関係のあるメンバー、いつまでにとというのはないわけですよ。しかも、庁内連絡会議とかいうことになってくると、緊張関係よりは付度、悪い意味での付度、だって前任者はそこにいるんですもん。前任者がおり、前々任者もいます。詰めた内部検証をやるためにはね、緊張関係のある、人の配置も含めた状態の中で、担当課でしなきゃいかんのでしょうか、かなり。今のお話だと、少なくともね、本市が発足するこれからの流れを押さえた中で、今度の3児童死亡事例を押さえていくという議論の仕方をする必要があるんじゃないんですか。だから議会で

少し聞かれただけで、もう答えきれないと。だから国の技術的なアドバイスとか事務連絡の背景となるものとか、そのとき勉強してないですよ。来たなど、うちは別の形でやっていますよと。18年間も脇に置いてきたんだ。その責任は誰にあるわけですか。皆さんが今度改正しようとしたということはさ、自分たちが必要性を認めたわけですから。脇に置いてきた責任は誰にあるんですか。18年間あるいは5年間、個人の職責、職責を持つ個人にあるのだけなのか、飯塚市全体のシステムがおかしいのか、それとも飯塚市役所全体の中に、子どもが言うことを聞かんときは懲戒を加えて、自分もそうやって育ってきたし、とかいう、今、最も排除すべき思想が、市役所の中にまだあるということはないのか、そういったことも点検する必要があるんじゃないですか。

それで、前回、民法第822条についてお尋ねしましたね。その内容と、まず内容をちょっと再確認したいと思います。

○子育て支援課長

民法第822条については、親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定になっております。

○川上委員

この民法第822条については、今どういう取扱いになろうとしていますか。

○子育て支援課長

懲戒権については、児童福祉法の改正とあわせまして、懲戒権の在り方についても検討するというところで、現在、令和4年1月ですけど、衆院の本会議で審議されておりますけれども、採決はまだ行われておりませんが、現在、民法第822条懲戒を削除し、新たな条文として、親権者について、この利益のために、監護教育ができることを前提に、この人格を尊重するとともに、年齢及び発達の過程に配慮しなければならないとし、体罰、その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動の禁止を明記されたというふうに聞いております。

○川上委員

体罰、その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動となっているんですね。一方で、私は前回、学校教育法第11条についてお尋ねしておるところですけど、この際、もう一度、第11条を紹介してください。

○学校教育課長

学校教育法第11条、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないというふうになっております。

○川上委員

それで、今の紹介された中に、私は2つの問題点を感じるんだけど、まず、懲戒と体罰、懲戒はいいよと、体罰は駄目だよと、これはどういうことですかね。

○学校教育課長

先ほど、第11条について述べましたが、その中で懲戒を加えることはできるが、体罰を加えることはできないように規定されております。文部科学省のほうで、体罰それから認められる懲戒の例として、以下のものが例示をされております。体罰としましては、身体に対する侵害を内容とするもの。踏みつける、つきとばす、叩く、つねる、物を投げつける、などでございます。もう一つは、被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの、トイレに行かせない、長時間別室に拘束する、正座等で苦痛を与える等です。一方、認められる懲戒としましては、ここに挙げられていますが、ただし肉体的苦痛を伴わないものというふうにされておりますが、放課後教室に残留させる、授業中教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課す、学校当番を多く割り当てる、立ち歩く生徒を叱って席に着かせる、練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学をさせるというようなものが挙げられております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 59

再開 11 : 09

委員会を再開いたします。

○川上委員

先ほど答弁いただきました。懲戒と体罰についてお尋ねしたんですけど、今から言うことは、そのうち懲戒に当たるわけですか。一つは、指導や注意に従わない児童生徒を叱責する。これは何になりますか。

○学校教育課長

懲戒でございます。

○川上委員

授業中に教室内に起立させる。

○学校教育課長

長時間ということは、肉体的苦痛を与えるものは駄目ですが、例えば何かを問いただすときに、起立させて、話を聞いたりとか、そんなに長い時間でなければこれは懲戒というふうに捉えます。

○川上委員

それと、放課後等に教室に残留させる。

○学校教育課長

こちらのほうも懲戒であると捉えますが、例えばトイレに行きたいと児童生徒が訴えた場合に、トイレに行かせないとなれば、これは懲戒ではなく体罰になると思います。

○川上委員

学習課題や清掃活動を課す。

○学校教育課長

こちらも懲戒であるというふうに考えます。ただし肉体的苦痛を伴わないということです。

○川上委員

教室に残留させる。それで、学校当番を多く割り当てる。

○学校教育課長

こちらも懲戒の範囲内であると考えています。

○川上委員

先生が子どもに、もう3回目注意したよねと、もう今度したら本気で怒るよとか言う、これは言動の言ですよね。これはどうなりますか。

○学校教育課長

私も現場のほうで、そのように子どもたちに指導を行っておりましたが、流れというか、その全体的な指導の過程もあると思いますが、年度当初等に、そういったことをきちっと子どもたちに伝えて、方針を伝えた上で、3度、3度を超えたら、先生怒るよというのは、これは懲戒であるというふうに考えます。

○川上委員

先生怒るよという、脅迫ですね。宿題を3回連続忘れた人は、学校に残って漢字練習を2ページやってもらいます。

○学校教育課長

経験も少し入るんですが、私は宿題をさせてこなかった時点で、教師の責任だと思っていましたので、そういうことをさせたことはありませんが、これが肉体的苦痛を伴う、長時間にわたるといふことであれば、これは懲戒を超えているというふうに考えます。

○川上委員

掃除さぼりで3日連続注意された人は、帰る前に教室、廊下の雑巾がけを2往復やっていてもらいます。どうですか。

○学校教育課長

先ほどから申し上げますが、肉体的苦痛というところがございますので、児童生徒がそれを感じるということになれば、これは懲戒を超えているというふうに考えます。状況によってこう変わってくるのではないかなと思います。子どもたちが肉体的苦痛を伴えば懲戒を超えるというふうに捉えます。

○川上委員

眉を整えた子が、中体連への出場を停止されました。これはどうなりますか。

○学校教育課長

こちら中体連等の規定の中で、眉を整えれば出場はできないというふうになっている規定がある場合は、出場はさせられないと思いますので、体罰には当たらないというふうに捉えます。

○川上委員

福祉部系の視点で聞いていたら、異質の世界が広がっていることに気がつくと思うんですね。児童虐待とは何なのかと。肉体的苦痛を伴っていなければ、人格を傷つけるようなことが行われていても、それが懲戒という、もう体罰と紙一重の話を今されましたけど、懲戒といえば事実上の児童虐待がね、学校現場では、学校教育法第11条によって容認されるような法体制になっているのではないかと。誰が苦しみますか。まず、その児童生徒の現在と未来を苦しめますよね。連鎖していくわけでしょう。保護者も苦しむ、そして教師も苦しみますよね。で、この懲戒権を行使することができるのは、先ほどあったように、教育上の必要があるときはということになっていたでしょう。教育上の必要があるときはということについては、基準がありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:17

再開 11:18

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

先ほども状況等のお話もさせていただきましたけど、当該児童生徒、年齢、健康、場所的及び時間的な環境等、様々な条件を考え合わせて、肉体的苦痛の有無を判定して、懲戒のほうを行わないといけないというふうに考えます。

○川上委員

今、課長がおっしゃったようなことを考慮したら、懲戒とか成立しないんですね。さっき課長が現職時代の経験を踏まえてというふうに、一言短く言われたのは感動しましたが、指導に失敗しているわけですよね。だから、その子の責任、仕事しているわけじゃないんですから、成長の過程にあるわけですから、教師の指導の未熟、あるいは失敗によるものと考えて、夜寝る前によく反省したらいいじゃないですか。3回宿題忘れたら、漢字を書きなさいと。その人は漢字が好きになりますかね。意味が分からない。懲戒の対象として学習という、遊ばせたらどうですか。懲戒の対象を、プリンを食べたらどうですか。その子が好きなら。だから、児童虐待との関係で言えば、学校では先ほど言ったような状況が、非常に危うい状況の中で、法律で容認されているという状況があるのではないですか。それで苦しんでいるのは先ほど言ったような人々です。だから、そういう意味では、体罰はいけないよと、懲戒はいいよと、境目は分かりませんと。小学校2年生が友達を蹴りました。先生が後ろから捕まえて、胸ぐらつかん

で、壁にドーンと突き当てて、許さんぞと言いました。子どもは学校に行けなくなりました。最高裁まで争っていきます。そういうようなことが法律上あり得る状態になってしまっている。ここで我々がきちんとするべきは、子どもの権利条約だと思うんです。児童虐待を許さない、子どもの健やかな成長、健康、発達、この子どもの権利条約が据えられていないといけないということで、前回、質問したと思うんですけど、これについては答弁の訂正もあって、福祉系の担当課の職員は、これを研修していますということでした。私が学校関係、聞き忘れたと思うけど、学校関係では子どもの権利条約についての学習だとか、身につけるような取組というのはどのように行われていますか。

○学校教育課長

教職員については、虐待それから生徒指導、児童生徒の指導に関わる研修の中で、必ず権利条約については触れるような研修は、各学校で入れております。児童生徒につきましては、主に社会科の教科書の中では、必ず子どもの権利条約の内容がございますので、直接的にはその学習はしております。ほかの学科についても、道徳や特別活動の中で、これに係る学習をしております。

○川上委員

児童虐待をどう防いでいくかという、それは、加害する者にそういうことをしたら駄目だということを分かってもらうということと、それから社会的に支援していくということもあると思うんだけど、乳幼児というわけにはいきませんが、子どもに、やっぱり自分たちの権利にはこういう権利があるんだということを分かってもらうというか、そういうことが大事と思うけど、そうすると、児童虐待を許さないというテーマが、学校の中にも当然あって、児童虐待の中身は肉体的苦痛だけではないということは、もう当然御承知と思いますが、でも一方で、学校で紙一重の懲戒権が校長と教員には与えられていると。基準は先ほど言ったようなことですから、分からないわけです。だから、事実上、校長と教員には子どもとの関係で言えば、圧倒的な優位な力関係があり、絶対無制限とは言いませんけど、制限はあるんだけど、子どもからしてみれば、絶対的な力を持っているわけですよ。こういうことが現場で許されるという状況になっていて、ちょっと脱線するかもしれないけど、やっぱり、眉毛を整えたら、どれだけ一生懸命打ち込んできても、当日でも、中体連に出さないとかさ。そして、それを今課長が肯定したわけですよ。中体連の規則であれば、眉毛を整えたら出られませんと。そんなのあるんですか、中体連に。眉毛を整えたら出られないとか。我々も市役所は入れなくなるんじゃないですか、市役所で決めたら、眉を整えたら、髪にくしを通したら、子どもにだけ、どうしてそういうことがさ、日本という国では要求されるのか。そして大人が児童虐待問題の議論している真っ最中に、中体連が決めたら出られませんねというようなやり取りを、大人の世界であるのが、こういうことは一つ、やっぱり異常ですよ。お互いに、子どもの権利条約とかさ、身につけています。そして、子どもに徹底して分かってもらおうとしています。関係者に分かってもらおうとしていますというときに、こういうやり取りをしているわけですよ。分からんおじさんとお婆さんたちが、何の話をしているのかなというふうに子どもは思うんじゃないでしょうか。だから、内部検証は、3児童死亡事例に伴う、しっかりした検証は、あのことができなかった。これはしないでもいいことをやってしまっただけではなくて、我々の、子どもの権利を守っていくというスタンスでの検証がなければ、しっかりした内部検証もできないのではないかと、このように考えてきたわけですね。この作業は、子ども抜きにやっているわけですから、苦しいですよ。この児童虐待防止をテーマとする委員会というのは、子どもと一緒に未来を見つめながら、子どもの権利を見つめながら話をしていくというのは、夢とか希望とかが見えるわけだけど、非常に苦しい。でも、私たちはその苦しさに耐えながら、この審査をやっていく必要があって、だから、法的なところまで、それから思想、理念的なところまでいく必要があるんじゃないかと。世界中の中で、日本ほど子どもの権利条約の水準が低いとこ

ろ、あんまりないでしょう。そういう国にいて、今我々これやっていると、民法第822条だって、先ほど言ったような状況があるんだけど、今まだそれはあるんですからね。学校教育法第11条は議論になってないわけですから。それで、こうした中であって飯塚市は何を、今しないといけないのかということなんだけど、教育長はどう思われますか。

○武井教育長

福祉文教委員会の中でも、学校教育分野、小学校、中学校での取組についてはご報告させていただきました。例えば、事案を受けての早期発見、早期対応のチェックですとか、ご報告いたしまして、継続して本年度も実施をしているところでございます。それから、さきの福祉文教委員会でも、ガイドラインの見直しをですね、実効性のある、そして、きめ細かなものに変えさせていただいて、また、いろいろなご指摘もですね、実際に、こういう部分は有効に働くのかというようなご意見もいただきましたので、そういうのを踏まえて、学校は、先生方は、児童虐待を早期に発見するような場でもありますので、その努力義務を果たし、また、通告の義務もでございます。そういったものがしっかり機能して、早期発見、早期対応になるように取り組んでまいりたいと思っております。

○川上委員

我々が児童虐待防止というふうに言う場合に、頭の中に浮かんでくるのは早期発見ですよ。しかし、その状態が捕捉できたときは、その子は長期間にわたり虐待を受けていることが多いわけですよ。そういう意味では、一刻も早く、早期発見してというのは大事なテーマだと思います。死亡というようなことも、命に関わることもあるわけですから。しかし、日本という国が世界の、この問題で、水準がどれだけの位置にあるかという、よそよりよかったらいいという意味じゃないですけど、ことを考慮してもね、もっと子どもの幸せという視点と結びつけて、子どもの権利という視点と結びつけて、この問題は考えていかなければならないというところを、私は肝に銘じる必要があると思うんです。その点でいうと、市長の責任は重大です。大変大きい。片峯市長は、この付託案件を審議する福祉文教委員会の会議録は目を通していますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:32

再開 11:32

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申し訳ございません。確認はしておりません。

○川上委員

特別付託案件、質問がたくさん出ているわけですよ。答弁もあなた方はしてきた。数字の答弁もありますけど、あなた方が、議会、委員会から提案を受けて反映したこともありますという、先ほど答弁したでしょう。なかったですか。答弁というか報告。

○子育て支援課長

申し訳ございません。この会議も通しましたところで今行っている要綱の改正等については、ご報告、決裁をいただいております。

○川上委員

副市長2人おられるんですけど、福祉文教委員会、特別付託案件に関する、児童虐待防止に関する審査の状況について、片峯市長に報告して、こういうことがあったよと、そういう報告はされているんですか。

○久世副市長

市長とは協議はいたしております。このようなご指摘があつて、このように要綱を変更して

おりますというふうな報告はいたしております。

○川上委員

それは、片峯市長、藤江副市長、久世副市長3人というわけではなくて、久世副市長が報告しているわけですか。

○久世副市長

そうですね、私のほうから報告をしております。

○川上委員

藤江副市長はどういう役割を果たしているんですか。福祉文教担当と聞いていますけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:35

再開 11:35

委員会を再開いたします。

○藤江副市長

私のほうからも片峯市長にご報告することもございますし、久世副市長がご報告される際に同席する場合もございます。

○川上委員

そしたら、片峯市長が会議録を読んだか、読むか。ルールはなさそうですし、それからユーチューブで見るとどうか、見たかどうか、まるで分からないという状況が、今の到達ですかね。

○久世副市長

市長のほうには確認はいたしておりません。

○川上委員

ここに18年間、それから5年間、何というかな、無責任状態が続いてきた、究極の状態が今あるわけではないんですか。それで、今日、片峯市長は欠席するというふうに言ったらしいけど、久世副市長、何で欠席しているんですか。どこで今、何をしているんですか、片峯市長。

○久世副市長

申し訳ありません。私のほうで把握はいたしておりません。

○川上委員

誰が把握しているんですか、あなた方の中で。藤江副市長、分かるんですか。

○藤江副市長

私のほうも詳細は把握しておりません。

○川上委員

委員長は分かっているんですか。今日は公務とも言われなかった。病気ですか。

○委員長

私は公務とはお聞きしております。10時半から個々の懇談というか、があるということでお聞きしております。それ以上の詳細な部分はお聞きしておりませんが、

○川上委員

10時半から何と言われました。

○委員長

公務。

○川上委員

公務なのに副市長2人が承知していないとはどういうことですかね。本当なんですか、公務というのは。ちょっと秘書室呼んでください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:42

委員会を再開いたします。

特別職については、他の公務がある場合を除き、市長または副市長は全ての委員会に、また委員会によっては教育長及び企業管理者も出席する。今回は公務があるということで、欠席ということでお伺いしております。以上です。

○川上委員

ですから、その公務が何か、ここにおられる方が誰も分からないというわけですから、秘書課長なら分かるでしょうから、呼んでくださいというふうに、委員長にお願いしたわけです。

○委員長

私も公務ということでお聞きしておりますので、それが欠席理由ということでお聞きしておりますので、その理由等を聞くことは必要ないと思っておりますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

○川上委員

これは委員会のことになると思うけど、どういう公務かを聞かないというのは委員長おかしいんじゃないですか、大体。聞かなくっても、言うでしょう。しかも、10時半から、何時に終わるんですか。終わったら来ればいいじゃないですか。十時からおつてもいいんですよ。今から何とかですから、ちょっと出てまいりますとか、よくやっているじゃないですか。こういう有様でね、児童虐待問題が、執行部も執行部というか、市長も市長なら、委員長も委員長でさ、公務といえば、どこまででも欠席できるということになるんでしょう。あり得ないですよ。

そこで、もう最後から2番目ぐらいにしますけど、先ほど武井教育長がおっしゃったということについて、早期発見というところで話しましたが、行政の行為によって、学校の行為によって、それを虐待とか、懲戒とか、体罰とか、助長しかねないようなことはないのかと。我々の声によって、後で助長していました。すみません。とか言わなくて済むと言ったらおかしいけど、そんなことないようにしないといけないんだけど、私がかねがね皆さんにも提起しているのは、学校給食費の納入書を、ちょっと見させていただきましたけど、こういう状態で、ポストに入れられる状態になっているんですよ。後でお金を払わないといけないかもしれないけど、それをポストに入れなくて、わざわざ教育委員会は学校に持って行って、学校で仕分けしているのかな。そして、お話を聞くと、子どもたちの目の前で渡すわけでしょう。もらわない子もいます。そして子どもが親に確実に渡したかどうか分からないんです。誰の責任ですか、渡さない場合は。忘れた子どもの責任になるわけですか。3回忘れたら、漢字を書かせるんですか、あなた方。その行為がどういう教育上の効果があるか、考えてみたらいいじゃないですか。どういう教育効果を狙ってそういうことをわざわざしているのか、ずっと昔からやっていますからと。何かいいことがあるんですか、教育上。そしたら、固定資産税も渡すということになりますよ、突き詰めていったら。こんなに教育上効果はないどころではなくて、重大な問題を惹起しかねないような行為を、しかも納付書を渡すという重要な行為を、それしかないという方法ではないのに、漫然と続けて、議会で指摘を受けても、何か考えたんですか。学校給食課長、答弁してください。

○学校給食課長

学校給食費の納入通知書につきましては、現在、従来どおり、学校を通じてお持ち帰りをいただいております。学校給食の納入通知書につきましては、お知らせと関連があるものとして、今後も学校を通じて持ち帰りをいただきたいと思っております。

○川上委員

久世副市長、学校給食費、小学生は今、幾らですか。知らないんだったら知らないと答弁してください。

○久世副市長

申し訳ありません。私のほうは存じ上げておりません。

○川上委員

藤江副市長、中学生の学校給食費は幾らですか。

○藤江副市長

申し訳ございません。私も把握しておりません。

○川上委員

教育長、小学生と中学生の給食費は分かるでしょう。

○武井教育長

小学校が4010円、中学校が4830円というふうに認識しております。

○川上委員

学校給食費の無償化は、来年3月まで臨時交付金で対応するという自治体が、直方市、それから宮若市、小竹町、桂川町、鞍手町が近い措置をとっていると思います。しかも、それぞれの自治体は、にわかではありませんけれども、例えば宮若市長は、公約が学校給食の無償化ですから、公約を守られると思います。そういう議論をしている過程で、片峯市長は知っていると思いますか、この子どもの給食費、中学生が1人、小学生が1人、第3子がいた場合どうなるのか。

○委員長

川上委員にお伝えいたします。今、児童虐待についての質疑をやっている中で、少しそれできておりますし、学校給食費について質問されておりますので、学校給食費に限ってあれば、別の機会に質問していただくよう、よろしくお伝えいたします。

○川上委員

今のだけ答弁もらいましょうか。片峯市長は知っているんですかね。

○久世副市長

学校給食費、滞納した場合に生徒に持って帰らせているということは、せんだっての委員会から、委員のほうからご指摘をいただいているところでございますし、議場でも質問委員のほうから、市長のほうにこういった形で持って帰らせているんですよということでお示しをいただいております。その後、市長とも委員会の中でこういった質疑等がございましたということは私のほうから報告しております。

○川上委員

金額を知っているかどうか分からないですね。ところで、武井教育長ね、その子ども、兄弟の場合は、給食費の値段はどうなるんですか。お兄ちゃんと妹がいるとか、兄弟で学校にいる場合、それぞれに渡しているわけですか。上の子が右代表で持っていくわけですか。

○学校給食課長

兄弟関係の場合は、下のお子さんのほうに上のお子さんの、児童生徒おられる場合は、一緒に封筒に入れてお渡しをしております。

○川上委員

何か理由があるんですか。下の子が1年生だったら、1年生に渡すわけ、3年生の分を。

○学校給食課長

納付書の打ち出しの際に、兄弟関係で打ち出されますので、一つの世帯にまとめてという形で封に入れて、学校にお配りをいただいております。

○川上委員

それが届かなかった事例はどれぐらいありますか。

○学校給食課長

届かなかった事例というのは把握はしておりませんが、納期を過ぎまして、年3回、催告書の発送をしております。その際に、納付のお話をいただくわけですが、届いてないということで、ご家庭からご連絡があったということはありません。

○川上委員

そういうのはお上の考え方、役所の考え方ですね。なぜこの問題を取り上げたか、冒頭に言ったので、意味は分かりやすいと思いますけど、行政の行為によって、子どもにかけべきでない負担をかけて、一方で、直接請求して構わない、するべきものについて、責任を放棄していると。市役所の責任放棄と不当に子どもに負担をかけているという2つのことが、この学校給食費の子ども渡しというのがあるんだけど、一つのことだけで児童虐待が起きるとは限らないですよ。できるだけ子ども、できるだけでなく、子どもにかけべきでない負担を行政がかけるという行為が、今、私は目の前にあると思う。即刻やめてもらいたいし、改善してもらいたいし、学校給食費そのものも、この際、無償化でいく決断も、児童虐待防止という角度からいっても、必要ではないかと思います。一旦、ここで、この点について質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 13:00

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

先ほどは、要対協のマニュアルについてお話をさせていただきました。奈良県のマニュアル、改めて見たんだけど81ページなんですね。岩手が百十数ページあります。ぜひこの点併せてしっかり考えていただきたい。

次に、早期発見対応指針なんですけど、見せていただいたんですが、これで果たして、それぞれの機関が早期発見をできるのかどうかというのはちょっと疑問に思ったりするんです。例えば、9ページに、学校、放課後児童クラブ、保育施設とあります。9ページの下の方ね。ここを見ると、発見に関しては、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、ともに遊び、学び、生活する場での観察を通して、日常の子どもの様子や変化から危険なサインを読み取り、虐待されている（疑いのある）子どもの早期発見に努める。と、これだけなんです。で、この早期発見対応指針は、どのようにしてきちんと見つけるのか。そのときにじゃあどうやって対応しようかという、これはそれこそ、各関係機関であつたりとか、それぞれの現場で見つけるための方法を、きちんとつくるための指針であつたかと思います。この点について、もう少し、もう少しというよりも、もっともっと詳細に定める必要があるのではないかなと思うんですが、この点はいかがですか。

○子育て支援課長

指針につきましては、方向性を示すということで、数々の機関について、方向性を示しているものでございます。指針の中に全てを入れてしまうという考え方もできますけれども、例えば、保育施設については、ガイドラインを別途、子育て支援課のほうで今年度整えまして、各保育施設のほうに配付しております。また学校では学校でマニュアルを作っておられるということで、具体的な発見に向けての手順等はガイドラインのほうでやっていけるのではないかなというふうに考えたものでございます。

○江口委員

けど一部そうやってつくられているところもあるかもしれない。けど、そんなものがあるとは、その早期発見対応指針を読む限りでは見えないわけですよ。ここにはこれだけしか書いてないんだけど、こうやってあるので、こちらのほうを参照してというふうな形であれば、

存在も分かるし、そこを見に行けば、これこれこうやってやるんだなと分かるかもしれないんだけど、どうもこの部分では薄いように思っています。そしてまた、全てが決まっているわけではないわけでしょう。あと、この早期発見対応指針に関しては、それぞれの機関と、それぞれのところと協議しながら決めたのか。それとも、子育て支援課のほうでこうやって定めたのか、その点はいかがですか。

○子育て支援課長

こちらの指針については子育て支援課のほうで協議をしてつくったものでございます。また各機関につきましても、個別のものはありませんけれども、今回は先ほど説明でもお話ししましたけれども、14ページに気づきのためのチェックシート、こちら具体的にどういった項目、幾つかの項目を挙げて、示しているところでございます。

○江口委員

そう、気づきのためのチェックシートがあるのは分かるんです。で、ここの部分で、例えばこうやってあるんだけど、例えば学校だったら特にこちら辺を、きちんと意識をしてやるとかね、なふうなことは書かれていたほうが、指針としてはよいのではないかと思っています。

で、先ほど、子育て支援課だけでつくったというお話でした。そうすると、果たして本当に、飯塚市の指針として、それが妥当なのかどうか、それぞれ現場にはそれぞれ現場での積み重ね、ノウハウ等々があるんだと思います。それを協議することで、支援課のほうも、そういったノウハウが積み重なるってことを考えたら、改めて、取りあえず、今回はこうやってつくったかもしれないんだけど、現実には、そこを、それぞれの現場と話をしながら分厚くする作業が必要であると思いますが、いかがですか。

○子育て支援課長

はい、検討していきたいと思えます。

○江口委員

その中で学校の部分はたしか以前、資料として出していただきました。で、今お話の中で、保育があるというお話があったのかな、その部分、子育て支援課のほうで、保育についてはつくられたというふうなことです。こちらについて、資料として提出していただきたいと思えます。委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

はい、提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載していますので、御覧ください。

○江口委員

はい、提出ありがとうございます。後でゆっくり見せていただきたいと思えます。

次に、保護及び支援のための指針なんですが、こちらについても同様に思うんです。これを読んで、こういう状況になったらこうなるんだというのが、残念ながら分からないです。正直な話がね。ここまで来ると、例えば、よく言われるのが、ABCとかいうランク付けをされていると言いますよね。そのランクが、それぞれが、どういったところになると、こういった形になって、そこまで行くと、こういう手だてをやりますよというのが、それが書いてあるのが、

保護及び支援を行うための指針、保護支援指針だと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○子育て支援課長

早期発見対応指針のほうには緊急度アセスメントシートのほうをつけておりますけれども、こちらのほうで具体的にどういう段階でどういう状況にあるよということが分かるようになっております。こういったものを、さらに追加していきたいというふうに考えております。

○江口委員

ぜひ、しっかりと皆様方と協議をした上で、分厚くしていただきたいとお願いをしておきます。

で、そういったものを協議をする場として、大切なのが、資料として提出されている一番最初の要保護児童対策地域協議会であるんですが、この要対協に関しては、一部分新しい方々が加わったという話は、ご説明をいただきました。その中で幾つか、さきの委員会でお話をさせていただいたんだが、入っていないところが幾つかございます。その理由をお聞かせください。まず、市立病院が入っていないのはなぜでしょう。

○子育て支援課長

こちらの関係者の機関につきましては、今年の4月以降、要対協のほうで作業部会をつくりまして検討を行ってきたものでございますが、市立病院ということでの議論はその作業部会の中ではございませんでした。それとは別に、私のほうで市立病院の現状のほうは確認いたしましたけれども、虐待と思われる症状・形状が見られたときには、幼児については小児科医、高齢者については主に整形外科医が通報の是非を判断して、幼児は児童相談所、高齢者は警察に通報するというふうに決めてあるということをお伺いしております。今回の関係機関に関しては、近年、幼児虐待等に関して疑いのあるような患者の派遣は、数年行ってないということをお聞きしておりますので、今回は関係者として特に作業部会のほうでも上がりませんでしたし、実業務上も今のところはないということで、今回は加入には入っていないということになっております。

○江口委員

病院のほうに聞いたけどというふうなことなんだろうけれど、病院はどなたにお聞きになられたんですか。小児科医ですか。小児科とあともう一つの科を言われましたよね。そこそこのドクターにお話を聞かれたんでしょうか。

○子育て支援課長

企業局のほうを通しまして、市立病院の医事課のほうに確認をしております。

○江口委員

市立病院のドクターと話すことがあるんですが、ある程度危機意識を持っておられるんですよ。企業局を通して、医事課にお聞きしたとなると、ある意味、点数となるところ、事務的な部分に関しては、医事課のほうはつかんでおられるかもしれないんだけど、果たして、現場とお話をせずに判断しておられるのではないかと思います。改めて確認されてはどうかと思います。

次に、フリースクールについてはいかがですか。

○子育て支援課長

フリースクールにつきましては、作業部会のほうで議論がされました。ですけれども、積極的に入れるというところまではないんじゃないかというような結論になりました。またその後、代表者会議でもお話をしたんですけれども、特に要望、必ず入れるべきだというような声も上がらず、事務局一任となりましたので、今回は、今現在の現状としてフリースクールの、その時点ですけれども、8月の際にはフリースクール等からの報告、通告等がなかったため、今回は見送っているところでございます。

○江口委員

これ先ほどと一緒にただけれど、フリースクールの方々、フリースクールは2つしかないですよ。市の部分、直営の分を除いては、オアシスさんとみんなのおうちさんただけれど、そちらのほうには、この虐待に関してお話を聞かせていただいたりとかはされたんでしょうか。

○子育て支援課長

こちらの2か所のフリースクールからの確認については、学校教育課のほうから出席しておりました委員のほうに確認をいたしました。

○江口委員

学校教育課にお聞きいたします。この2つのフリースクール、今、子育て支援課のほうの話だと、学校教育課のほうにお聞きしたただけれど、特段、参加していただく必要はないだろうという判断なんですけど、学校教育課としては、このフリースクール2つが、児童虐待に対して、何ら関与していないというふうな理解というふうなことでよろしいですか。

○子育て支援課長

すみません、私の言い方が間違っていたのであれば、おわびいたします。学校教育課のほうが必要がないという判断をしたわけではなく、その2か所のフリースクールからの通告等があるかという確認をした際に、8月の時点では、フリースクール等から虐待の話を教育委員会のほうにされたことがないということをおっしゃられたというものでございます。

○江口委員

学校教育課、確認しますけど、今のが正しいのかどうかとそれとフリースクール、2つあるただけれど、そこに関して虐待に関する何らかの取組じゃないただけれど、そこに情報が寄せられるということはないという理解でよろしいですか。

○学校教育課長

現在までのところで、虐待に関する情報を提供していただいたりとか、共有したりするような情報はございませんでしたが、そういった状況があれば、児童クラブ、それから、市の直営の適応指導教室と同じく、そういう情報を提供していただいて、適切に対応ということになるとは考えております。現在のところはその情報はございません。

○江口委員

今回については学校教育課も子育て支援課も、虐待に関して、フリースクールさんに、虐待に関して、どうでしょうというお話とかは聞いてはないということよろしいですか。

○学校教育課長

今回の、今まで、過去、そういった情報はございませんけど、定期的に訪問のほうは行って、情報交換とか、どのような、子どもの状況とかをお聞きしたりすることがございますので、その中で、そういったことが出てきたら対応ということを考えております。今回はございません。(発言する者あり)

○子育て支援課長

はい、今回直接その2か所のフリースクールに確認をして決定したものではございません。

○江口委員

ぜひ、双方ともお話を聞きにお伺いするべきだと思いますよ。全く無関係ではないという話を聞いたことがあります、現実には。ある意味、そこに対して、かなり尽力していただいているという話も私は聞いたことがあります。だから、入れてはどうかというお話を差し上げたんですよ。改めてそれについては検討していただきたいと思います。

子育て団体だったりとか地域のボランティアというお話を差し上げたんですけど、その点についてはいかがですか。

○子育て支援課長

子育て支援の団体につきましては、今回、子育て支援センターのほう、委託して行っている

ところが主に活動してあるところですので、今回は子育て支援センターとして要対協のほうに参加していただいております。また地域のボランティアとしては、自治会連合会にお話をさせていただきまして、皆様方からご協力いただけるということでお話をさせていただいているものでございます。

○江口委員

もう少し幅広にされてはどうなのでしょうね。先日の事件の報告書ですね、3児童の死亡事例検証報告書の中にも、しっかりと幅広にという話、出ているんですよ。3児童死亡事例検証報告書の23ページに、要保護児童連絡協議会に関する記載があります。この中にオとして、要対協設置運営指針通知では、機関法人だけではなくボランティアや法人格を持たないボランティア団体など、個人を対象にした参加も地域協議会の積極的な参加を求めることが重要である。と示されており、ボランティア・NPO等の参加も考慮する必要があるという話が出ているんですよ。片一方で、その2つ下、要保護児童連絡会の会議では、子どもに関する全ての機関の代表者が集まり共通認識を持つべきである。ぜひ早期に幅広にやっていただきたいと思えます。

PTAに関しては、何か話が出たりはしませんでしたか。

○子育て支援課長

作業部会の中でPTAの話題はありませんでした。

○江口委員

子育て支援課のほうとしては考えたりはいかがですか。

○子育て支援課長

PTAについては特に必要があるというふうには判断いたしませんでした。

○江口委員

PTAはそれこそ、自治会長とかよりも、多分こちらのPTAの方々のほうが、子どもたちには近い存在だと思うんです。それこそ、民生委員・児童委員に関しては、成り手が少ないということがあるわけですよ。いつも更新の時期になると、誰がなっていたらいいんだろうとね、それこそ福祉部では苦勞されながら、各地域で相談しているんだけど、あの、民生委員であると同時に、児童委員であるわけですよ。そしてその中から主任児童委員の方が選ばれるわけですよ。で、ここ、高齢の方で、それこそ高齢の方の部分のほうを主にするのはなく、やはりそこをきちんと児童委員という立場を考えて、その年齢層を幅広にやっていかないと、次の成り手はいなくなるわけですよ。ですし、子どもをきちんと見ていただける方々は、増えてこないわけですよ。そういう意味で、虐待防止条例、飯塚市の子どもをみんなで守る条例の初期の提案では、地域部会を設置しようという提案をさせていただいて、そこでは、地域の交番であったりとか、地域の病院であったり、学校であったり、PTAの方であったり、そういった方々が、それぞれの地域で、小さな要対協みたいなやつをやっていただくことを考えていたんです。今回、やっぱり大きな見直しですよ。あれだけの事件があったからだと思いますけれど、この見直しのときにきっちりやらないで、もう一気に本当に体制整備しないでどうするのと思うんです。職員の体制に関しては、弁護士であったりドクターであったりとか、ソーシャルワーカーであったりとか、ある程度、評価するに値するだけ膨らみましたよ。だけど、行政職員とか専門職だけでは駄目だからと、それだけでは虐待の対応ができないから、地域の方々と一緒にやっていく必要があるというところで、みんなで守る条例というのをつくらせていただいたんです。

で、その一番要となる要保護児童対策地域協議会なんですけど、このメンバーについてお聞きいたします。もともとの体制としては、代表者という形では、機関とか、今回、変わってはいらなだけれど、もともと何名だったのが、今回代表者会議というふうな形では、どのぐらい変わったのか、何名になったのか、どこが増えたのか、お聞かせください。

○子育て支援課長

代表者会議の人数につきましては、令和3年度末、代表者は19名でございました。実際令和4年4月の段階では、保健センターが以前入っておりましたけれども、母子保健係が子育て支援課のほうに移管されたことに伴い、令和4年4月は代表者会議18名で構成しておりました。その後、今回の要綱改正によりまして、代表者については、26名というふうになっております。増えたところで申し上げますと、市の関係で言えば先ほど申し上げましたまちづくり推進課、男女共同参画推進課の課長、また福祉事務所として保育課のほうが増えておりますので、保育課長のほうが増えております。またそのほかで、県の社会福祉課長のほうが、県のほうから増えております。あと社会福祉協議会、代表者として入っていただいております。また、飯塚歯科医師会の会長、それと飯塚私立幼稚園連盟の会長のほうにも代表者会議のほうに入っていただきました。また、障がい者基幹相談支援センターのセンター長と、子育て支援センターからも代表として、お1人を代表者として入っていただいております。

○江口委員

で、これ新体制でスタートするのは、これはもうスタートしたというふうな理解で。告示が10月でしたよね。メンバーを一新して、これは再スタートしたという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、要綱の改正は10月1日から施行するというふうになっておりますので、新体制になっております。代表者会議につきましては今月17日に、代表者会議を行うことになっております。

○江口委員

で、その代表者なんですけど、決算委員会で、附属機関の状況について報告をいただきました。それを見ると、この要対協については、任期2年となっていて、会長がたしか8年でしたっけ。副会長が10年以上と書いてあったかと思うんですけど、間違いございませんか。

○子育て支援課長

はい、決算特別委員会での資料のほうではそのようになっておりましたが、すみません、ここで訂正なんですけれども、要対協については、要綱等に、任期についての定めがございません。2年と書いておりましたけれども、こちらのほうが誤っておりました。その場で訂正ができず申し訳ございませんが、訂正させていただきます。

○江口委員

あのね、きちんとその場で訂正をしておかないと、それベースで話をするんで、ちゃんとやっってくださいというのが1点。もう一つは、任期の定めなしとあるんだけど、定めなしっておかしいですよ。で、今回、新体制で、ある意味再スタートを切るこの要対協なんですけど、その代表者に関しては、市の審議会等の委員選出に関する原則は守られていますか。まずその市の審議会等に関する原則はどうなっているのかご案内いただけますか。

○子育て支援課長

飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程第5条第2項では、審議会等の委員の在任期間は通算3期、または6年を超えないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で、他に適当な者がいない場合、その他特別な事情がある場合はこの限りではないというふうな規程になっております。

○江口委員

今回の大勢の方々は、この規程は守られていますか。

○子育て支援課長

要対協の委員につきましては各機関からの代表者ということで構成されております。この方々については、先ほど読み上げました要綱のただし書の部分、専門的な知識、経験等を有する者ということで、単純に在任期間のみで交代するものではないというふうに考えておりま

す。

○江口委員

部長、副市長、それでよろしいですか。この審議会等の設置及び運営に関する規程、このようにあります。選任基準として関係団体等から選任する場合は、第5条第1項第2号、関係団体等から選任する場合は、当該団体等の代表者に限定せず、広く構成員の中から推薦等を受けるものとする。ですよね。で、先ほど課長が言われたように、在任期間は通算3期または6年を超えないものとする、確かにただし書で、専門的な知識経験等を有する者、他に——、ものであるんだけど、他に適当な者がいない場合ですよ。その確認をされておられますか。こうやって審議会の規程があるということであれば、当然のことながら、選出をしていただくときに、私どもの規程はこうなっているんです。やっぱり、いろんな審議会でも、きちんと人が変わっていかないと、ある意味その人だけが詳しくなって、周りは詳しくないとか、ことがあり得る。だからこそ、審議会の規程はこうなっているわけですよ。確認はされていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:31

再開 13:31

委員会を再開いたします。

○福祉部長

今、委員が言われましたとおり、次回の代表者会議に、その意見、お伝えいたしまして、改めまして皆さんと審議をし直すと、お諮りをしてみたいと、そのように考えております。

○江口委員

いやいや、その場でやることではないですよ。もともとその選任のところ、そこできちんとこのルールが各団体に伝えられた上で、選出をしていただいたのかどうかなんです。そうでないであれば、申し訳ございません、もう一度私どものルールはこういったものなんです。ですので、すみませんが、この点を考え合わせた上で、改めて今出している方が適当かどうか、ご検討いただけませんか。というふうな形でやらないと、ある意味、これと違う形でスタートしてしまったら、それっておかしいよとなりませんか、当然のことながら。その選出自体が揺らいでいるのに、この設置及び運営に関する規程で、第5条第3項には次のようにあるんですよ。他の審議会等の委員に委嘱または任命されている者は、原則選任しない。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な者がいない場合その他特別な事情がある場合は、一委員に対して最高3件まで兼務することができるものとする。基本1つだよ。だけど、どうしてもこの人じゃなくちゃいけないというのがあれば、例外を認めるという形なんですよ。で、この規程を見て、今おられる方々を考えたときに、どうやら複数の方が、違うんじゃないかと思うわけです。

あと続けますが、要対協の構成員について、今回の改定された要綱では、別表の中に法人ではないところが複数ございます。もともとの要綱では、別表で、国または地方公共団体の機関、法人、法人以外、その他の機関等というふうな形で分類がしてあったんですが、これなくなっているんですけど、法人以外はどこが当たりますか。

○子育て支援課長

民生委員児童委員は法人ではございません。こちら法人以外等を外した中の理由の一つといたしまして、小学校については私立も含まれておりますので、そちらのほう国の機関、地方の機関と、私立ということで、相まっているところがありますので分かりづらいために、今回表記を変えたものでございますが、法人でないものとしたしましては、そのほか、自治会連合会ですね、こちらのほうは法人ではございません。そのほか、マニュアルのほうは先ほどご説明の際に私のほうから、間違いが一部ありましたということによっておりましたけれども、こち

らのほうで、法人のほうに民生委員が含まれておりましたので、こちらのほうが間違っているということに気づきましたので、ここは再度見直しをしたいと思いますけど、保育施設等につきましても法人格があるもの、ないもの等確認をしたいと思っておりますので、現在はつきりと法人でないというところであれば、自治会連合会と民生委員児童委員ではないかと考えております。

○江口委員

これ別表はね、もともと上にある第4条から来ているわけでしょう。協議会は別表に掲げる関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者、関係機関等により構成するわけですよ。で、法人じゃないものというのは、この中でいうと、飯塚市民生委員児童委員協議会、飯塚市内保育施設、そして、飯塚市内児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所、それと自治会連合会、ここが法人でないんです。で、今言った法人でない関係団体の方々は、要保護児童対策地域協議会のメンバーなんですか、どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:37

再開 13:38

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

国が要対協をつくる際の指針を示しておりますけれども、そちらでは、法人以外の構成員は全て個人の資格で参加するというふうに書かれております。こちらにしまして市の要綱では、児童の福祉に関連する職務に従事する者ということで、個人を含められるような表記をしておりますけれども、この個人というのが、その際その際で登録していく、本来であればそれが正しい方法なのかもしれませんが、実際問題として、そこで働いておられる方、従事されてある方を、常に追っかけていって登録をするというのは、現実的ではございませんので、こちらのほうに、関係機関として上げた法人ではない方々、こちらについては、名簿は飯塚市は現在作成しておりませんが、こちらに関連従事される方が個人で、要対協のほうの個別ケース検討会議に参加される際には、要対協の構成員として参加されるので、守秘義務もかかりますということで、こちらのほうは、今、子育て支援総合支援拠点の支援員であります弁護士等とも話をして、守秘義務の件、こちら法人、法人でないというところの、一番問題の国が問題としてあるのは、個人の資格で参加する場合、守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があります。このことを国は重要視しております、こちらについてはそのような形で個別ケース検討会議に参加される際には、必ず、あなたは今、要対協の一員として個人として参加しているんですよということで、個別ケース検討会議に参加する際に、守秘義務の確認を行うこととしております。こちらはマニュアルのほうにも16ページに示しておりますけれども、実際個人個人の名前を登録するのは現実的ではないというところで代表機関の名前として挙げているものでございます。

○江口委員

厚生労働省の出している要保護児童対策地域協議会設置運営指針第2章要保護児童対策地域協議会の設立の中に、次のようにあります。地方公共団体の長は地域協議会を設置したときは厚生労働省令の定めるところにその旨を講じなければならないとあって、具体的には、設置した旨、名称とか、機関の名称であるとか、いろんなのがありますが、(3)として、ただし、要保護児童対策調整機関に名簿を設置した場合については、個人資格での参加者、児童福祉法第25条の5第3号の資格で参加したものについては、〇〇市長が指定する者という形で公示することが可能であるので、この方法を積極的に活用することとし、原則として50名を控除することがないようにすることが適当である。とあって、その後に守秘義務を課せられ

ている対象者を特定する必要があることとあるんですね、先ほど読まれたとおりですよ。守秘義務を課せられている対象者を特定する必要があるということは、要は、誰がメンバーなのかちゃんと明らかにしておきなさいということですよね。って書いてありますよね。守秘義務は構成員及び構成員であった者に課せられていることから、名簿は常に最新のものとして置くとともに、過去の名簿について保存しておく必要がある。とあって、その後になお書きとして、国または地方公共団体の機関または法人以外の構成員、先ほどの、児童福祉法第25条の3第3号の資格で参加している者は、全て個人の資格で参加することとなり、任意団体構成員という形で参加することができないので留意することとあるわけですよ。となると、それぞれの、あなたは、要対協のメンバーなんですよというのはきちんと伝えておかななくてはならない、最初からね。当然のことながら子育て支援課、調整機関、市は持つておかななくてはならないし、そして、そこの方々から、皆さん方、皆さん方のね、代表して出していただく方はどなたですかという問いかけをするわけでしょう。ところが、その関係者の方々に、あなた、要対協のメンバーなんですよというお話をちゃんとしていますか。保育施設、いっぱいあるわけですよ。で、その代表の選び方って市内保育施設、全てに投げかけをして、皆さん方でどなたか選んでくださいという形でやっておられますか。それとも、今までやってきたところにお声かけをして、また選んでくださいってやっていませんか。前は保育協会だった。だから保育協会さんに、どなたか出してくださいが通用したわけですよ。ところが今度は、市内の保育施設になったわけですよ。市内の保育施設っていっぱいあるんです。保育協会に入っていないところもあるんです。企業主導型の保育所もそうですよね。託児所とかもそうですよね。ソフトウェアセンターにある託児所もそうだし、そうですよね。そういったところも代表なんだけれど、そういった選び方がきちんとされていますか。

○子育て支援課長

代表者会議と要対協の構成メンバーというものはイコールというふうには考えておりません。要対協は地域の関係機関が、子どもやその家族の情報を共有し、適切な連携のもとで対応するために設置されているものでございます。代表者がいらっしゃらないからといって要対協ではないという考え方ではございませんので、今回の関係機関の一覧には、いろいろ、保育施設等を入れておりますけれども、そちらからの代表者をいただいております。代表者がいらっしゃらないからといって、あなたは要対協ではないという排除するようなふうには考えておりません。先ほど委員がお示ししていただきました厚労省のほうですけど、こちらのほうも十分私どものほうも研究してお話をしましたが、おっしゃるとおり代表者として名前を挙げるときには当然、その方、また名簿は作っておりますが、関係機関としては、要対協は広く子どもたちを支援していくために設置されているものでございますので、あえてその子どもたち、児童の福祉に関する職務に従事する者を広く要対協の方として、また守秘義務の問題もありますので、個人で入っていただけるようにと考えまして、このような形を今回とらせていただいたものでございます。すみません。また、各届出保育施設につきましては、保育施設とあと、障がい児のデイサービス事業所等には、あなた方は要対協の一機関として、一緒に協力してくださいということで、全て通知をしているところでございます。

○江口委員

いやいや、一つ一つの事業所の話をしているんじゃないなくて、市内保育施設、そこからの代表者なわけでしょうという話をしているんです。ですよ。代表者会議は第7条にあるけれど、関係機関等の代表者またはその指定する者により構成するなんですよ。関係機関等というのは何だということになると、先ほど言った、法人格を持たないところも含めて、それぞれの場所なわけですよ。飯塚市内保育施設というのがね、いっぱいあるんだけれど、で、その代表を選ぶときに、きちんと市内保育施設全体、要はその構成するメンバーにちゃんとお話がいっていますかと。今までは保育協会って書いてあったから、保育協会の中で選んでいただければ

ばよかったわけなんですけれど、今回、枠が広がっているんだけど、その広がった方々も含めて、代表を選出していただくことがなされているのですかってお聞きしているんです。

○子育て支援課長

繰り返しの答弁になりますけれども、全ての関係機関から代表者を出していただくようには考えておりません。委員がおっしゃるように保育施設を全部全て統括した中での代表者――、

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:47

再開 13:47

委員会を再開いたします。

○福祉部長

今、質問委員が言われますこと、確かにそのとおりでございます。保育協会の会長だけで、あとのところには連携とれませんので、そこから代表を選出しても、ほかの団体からの意見が酌み取れないと、誰が代表に出すか、どうしても片一方に寄ってしまうということですので、これ保育協会のほうとちょっとご相談をさせていただいて、今、代表は、保育協会のほうから出てらっしゃいますんで、そういう、認可外であったり、企業主導型、こういう人たちの代表意見を取り入れるにはどうしたらいいかということで、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、少し時間をいただきたいと、そのように思います。

○江口委員

相談するのは保育協会の代表者ではなくて、保育施設の皆様方と相談をしてやるべきだと思います。そういうことを考えると、果たして、そういった不安定な中で、再スタートが切れるのかということと、まだ、ここを詰めなくてはならない点があると、詰めなくてはならない点があると思っています。先ほどの任期もそうです。先ほど課長は、代表者を出すんだって言ったんだけど、第7条に、要対協の新しい第7条にこうやって書いてあるじゃないですか。関係機関等の代表者またはその指定する者により構成するなんですよ。代表者ではなくてその機関から、その関係機関に、どなたか出していただけませんか。ただし、飯塚市としては、任期は2年、3回、6年を原則としているんです。ぜひ、その中で、長い方がおられたらすみません、新しい方と変わっていただけませんかという話をしながら、やらないと、この規程は何なんだというふうな形になります。副市長、改めて、要保護児童対策地域協議会、行政の体制はある程度整ってきた。片一方で、あとそれを、地域全体を丸ごと動かすためにつくられる組織がこの要保護児童対策地域協議会です。午前中の質疑の中で、何で今回なのかという話の中で、今までちゃんとやれていたんだけど、今回を契機としてという話がありました。最後に副市長、久世副市長が言ったんだけど、足りなかった部分があると思っている。そのとおりなんですよ。検証報告書にもまさにそのことが書いてあるんです。やれてなかった点あるよねと。支援が十分でなかったんだと。だから見直しするんだとあるんですよね。そうやって再スタートするときに、本当に地域丸ごとで地域の子どもを守る、そのときに、それがちゃんと分かるような選び方等々しないといけないと思います。いかがですか副市長。

○久世副市長

先ほど福祉部長のほうからも答弁させていただきましたが、今回この組織を今から立ち上げ、運営していくに当たり、関係機関との協議も深めていってもらいたいというふうに考えておりますし、今質問委員ご指摘のとおり、任期なり、再選という部分、これについては基本的にやはり守られなければならないと私は思っておりますんで、ただし書というのがこういうのにはつきものなんですけど、ただし書を適用して、例えばこの方については留任してもらわなきゃいけないというときは、これはですね、当然、説明責任が果たせるようなものがなければならぬというふうに考えております。よって今言いますように原則を基本とし、各関係機関と今後と

も協議させていただくように、そのように考えております。

○江口委員

ぜひ、しっかりと検討した上で、説明責任が果たせるような形で再スタートしてください。先ほどのお話では17日というふうな形だったかと思いますが、だけれども、その説明責任が果たせないまま再スタートすることはできないと思います。各団体もどうですかと言われたので、ああそうだね、この人がやっぱり適任だよねと思って出されているかもしれませんが、その団体に、こういった原則があるんですという話をきちんとすると、あっそうなんですか、じゃあ、というのはね、十分あり得る話だと思うんです。そうやってきちんと、ある意味、いろんなところで言いますよね、組織の中の血を入れ替えるというんだけど、そのことをやっついていかないと、子どもを守るという一番大切なこと。市民の生命財産を守る中でも、財産よりもやっぱり生命ですよ。そして特に、弱い立場にいる子どもを守るんです。いろんな経緯もあるでしょうが。その点しっかりやっていただきたいと思います。要対協については以上としたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:54

再開 14:05

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

児童虐待を考えるとときに、非常に大切になってくるのが、その要因、虐待の要因の一つとしての貧困です。で、貧困対策計画、今策定中ではあるんですが、先日の計画の案を読ませていただいたんだけど、非常にちょっと残念に思った部分があるんです。ですので、今日その指摘だけをしておきたいと思います。貧困対策計画、素案が出てきて読んだんだけど、ある意味、これにどのぐらいのお金を使って、きちんとやるというようなのが、ほとんどないわけですよ。ほとんどというか、お金に関する記述は一切ないんです、実は。貧困対策計画をやるのに、お金の話をするのに、お金の話が載ってないというのは、果たしていかななものかと。で、いろんな現状分析とかはずらっとあるんだけど、実際何をやろうという部分は、最後の数ページぐらいです。で、ある意味、今やっていることが並んでいるんです。特に新しい、これ、新しいチャレンジをするんだというところは見えないんですよ。今回の3児童死亡事件でも、やはり経済的な部分も大きな要因ですよ。ぜひ、この貧困対策計画をつくるに当たっては、そこをしっかりと魂を入れていただきたい。ある意味、非常に乱暴な言い方になるかもしれませんが、ふるさと納税の利益のうちの3分の1もしくは半分は、子どもの貧困対策に充てるというね、一文でいいかもしれない、貧困対策計画。どうやって救うんだという具体的な手当てが載っていない計画では、本当、絵に描いた餅になりかねないと思っています。ぜひその点をしっかり考え直していただきたいと思いますと思うんです。いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:08

再開 14:09

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

子どもの貧困対策の計画につきましては、委員からご指摘を受けましたことを子ども子育て会議の中でお伝えして、また検討していきたいと考えております。

○江口委員

はい、ぜひ、しっかりやっていただきたい。また併せて、やはり子育て支援課ないし福祉部

の皆様方は、ある意味、その素案を提案する側であると思っています。そしたら、やはりその部分に関しても思いをはせながら計画をつくっていただきたいと、お願いをしておきます。

次に、先日、私ども福祉文教委員会では、委員会視察を行って、福祉部からは次長が同行していただいたんです。で、その視察の中で、明石市のオムツ定期便、先日お話しした分がありますよね。視察に行ったわけですが、次長、見られて、お話を聞かれて、いかがでしたでしょうか。

○福祉部次長

子育て世帯を孤立させないための見守り事業であり、大変すばらしい事業だと考えます。

○江口委員

副市長、今こうやって次長から、大変すばらしい事業であるというお話がございました。ぜひ、実現に向けて検討いただきたいと思っています。

それと、研修の件なんですけど、やっぱり虐待に関してしっかり研修していただかなくてはならないんですけど、来月、福岡で日本虐待防止学会があるんです。ある意味、この虐待に関する、本当に幅広い専門家が集まって、そしてまた行政の関係者もかなり多数来られて、いろんな学びがある機会なんですけれども、担当課と話をした中で、実はオンラインで参加したいと考えているんですというのをちらっとお聞きしました。これが東京とか、遠くであるんだったらオンラインでも仕方ないのかなと思わなくはないんですけど、それでも現実には、いろんな自治体から来ているわけですよ。遠くても、きちんと研修として組んで来られるんです。これがまた福岡であるわけですよ。12月の10と11、土日なんですけど、そして、そこの中では、飯塚市が関係機関と組んでやっている事業に関する発表もあると聞いています。ぜひ、研修の費用も、工面していただいて、しっかりと学びを、できるような機会をつくっていただきたいと、これはお願いをしておきたいと思います。

あと最後に、スーパーバイザーについて何度か取上げてきました。今回も何ら報告がないんですけど、いったいどうなったのスーパーバイザーと思いつながらなんですけど、ぜひ、どうなっているのかお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

何度もスーパーバイザーの重要性についてはご指摘をいただいております。子育て支援課といたしましてもぜひ設置したいと考えておまして、今現在、人選等やっております、来年度以降の設置になるかもしれませんけれども、今調整をしているところでございます。

○江口委員

最後でずっこけたんですけど、来年度ではなくてでいいでしょう。あと、人選をというお話だったんですけど、私は何度か、ぜひ公募してくださいってお話を差し上げました。人選やっているってことは公募しないってことですか。

○子育て支援課長

現在それも含めて調整をしているところでございます。

○江口委員

これ初めて聞く話じゃないですよ。ずっと前から聞いている話。で、児相に相談したんですけど適当な人がいないって言われまして、選べませんでしたって話から始まって、だったら公募してはどうですか。いろんな形があるでしょうというお話をした。顧問弁護士のように、相談があるときに相談ができる体制、例えば月何回とかではなくても構わない、お話をさせていただいたわけですよ。どういった方を念頭に置かれていますか。

○子育て支援課長

スーパーバイザーでございますので、児童相談所でのスーパーバイザーの資格を持たれている方で考えているところでございます。

○江口委員

現場経験がある方というふうな理解でよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、そのような方で人選したいと考えております。

○江口委員

だったら本当なおさらのこと、早く公募をかけたほうがいいと思いますよ。部長、副市長、いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:15

再開 14:16

委員会を再開いたします。

○福祉部長

この件も長いこと委員の皆様をお待たせしていると思います。今鋭意人選を進めております。4月にはしっかりお示しができる段取りで進めておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと、そのように思っております。

○江口委員

今お話にあったのは、人選を進めておりますなんですよ。その言葉の裏側というか、その言葉は、要は公募しないって話だと思っただけ、そういうことですか。

○福祉部長

現在のところ、もう公募の予定はございません。

○江口委員

それだけ虐待に関して、皆様方は精通しておられるということですかね。そういった専門家の方々に対するパイプも、すごく太いものを持ちということでしょうか。私どもが声かければ、こんなすごい方が来てくれるんだから待ってください、であればいいですよ。でも飯塚市は残念ながらそうではなかったんでしょ。で、残念ながらこういった事件が起きたわけでしょう。そうであるんだったら、もちろん、ぜひ、あなたも応募してください、でいいと思うんです。公募します。ぜひ、あなたも応募してくださいというふうな形でやらないと、あの人がいいと思っただけお願いしていたんだけど、最後でずっこけました。またそこから半年延びました。だったら困るわけですよ。検証委員会の報告書にしっかりあったでしょ、スーパーバイザーって。だから本当に、欲しいと思っただけですよね。改めて公募すべきということを申し述べておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

それでは、「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回は「オンライン学習試行実施」と「ICTを活用した小中一貫教育の取り組み」について、資料を提出させていただいております。

資料の1ページをお願いいたします。まず、オンライン学習の試行実施についてですが、今後の感染症や災害等の非常時に備え、各学校の通信状況や課題等を把握、検証するため、夏休み期間を利用しまして、全ての市立小中学校で、学校と家庭や児童クラブをつないだ

オンライン学習を試行実施いたしました。資料1ページは、試行実施の概要でございます。実施後に、各学校から通信状況や実施内容等を報告していただきまして、通信状況の確認や課題の検証等を行ったところでございます。なお、前回8月の福祉文教委員会におきまして、8月1日時点の中間結果を報告しておりましたが、全ての学校の実施が終了いたしましたので、最終結果をご説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。オンライン学習試行実施の状況でございますが、小学校19校、中学校10校、合計29校の全ての小中学校が実施しており、実施結果の回答件数は318件でございます。通信状況でございますが、主な回答としましては、「特に問題がなかった」が71.4%、「途中で通信が切れる児童生徒が数名いた」が17%、「教師側の通信が途中で切れた」が3.1%となっております。通信が不安定であった要因としましては、資料の下段にお示ししております「家庭の通信環境によるもの」、「ビデオ通話ツールのグーグルミート以外に複数のアプリ等を開いていたため」、「バッテリーが十分ではなかった」などが考えられます。なお、途中で通信が切れた場合でも、つなぎ直して、オンライン学習が実施できたことを確認しております。また、資料には記載しておりませんが、その他の回答としまして、「祖父母の家にてつながらなかった」、「パソコンの不具合」、「声が聞こえなかった」などの回答がございました。

資料の3ページを御覧ください。次に実施内容でございますが、主な回答としましては、「朝の会」が60.7%、「ミート等を使用しての同時双方向型の学習」が46.9%、「デジタル教材の学習」が7.2%、「その他」が9.4%でございます。「その他」の実施内容につきましては、資料の下段にお示ししております。夏休みの宿題の丸つけや解説、しりとりゲーム等のレクリエーションや漢字クイズなど、各学校では内容を工夫して、学年に応じたオンライン学習を実施しております。

資料4ページを御覧ください。最後に実施時間でございますが、小中学校ともに10分が最も多く、次いで20分、30分となっております。小学校では60分以上が6.6%となっておりますが、校舎が工事中であったため、夏休みの出校日をオンラインで実施したものでございます。

今回のオンライン学習の試行実施によりまして、教員のICT活用スキルはもちろんのこと、児童生徒の学習用タブレット端末の操作面においても、家庭や児童クラブからオンライン学習ができることを確認することができております。また、通信状況につきましては、おおむね問題なく実施できることを確認できましたが、今後に向けて、必要なときにスムーズにオンライン学習が実施できるよう、運用手順や注意点をまとめ、学校へ周知したいと考えております。

次に、「ICTを活用した小中一貫教育の取り組みについて」でございます。先日、11月4日金曜日から11月5日土曜日の2日間にわたりまして、「第17回小中一貫教育全国サミット」を本市で開催いたしました。サミットのICT教育推進分科会におきまして、庄内中学校区が発表いたしました取組と実践についてご紹介させていただきます。なお、第17回小中一貫教育全国サミットの開催状況等につきましては、12月定例会の行政報告にて報告をさせていただきますこととしております。

それでは、資料の5ページをお願いします。まず、小中学校の取組でございますが、庄内小学校では6年生と嘉穂特別支援学校6年生とのオンラインによる交流会や、グーグルフォームによるアンケートや、欠席、遅刻児童の管理等を行っております。庄内中学校では、職員共有ドライブの活用のほか、生徒総会のオンライン化やペーパーレス化など、生徒自身がICTの活用に取り組んでおります。

次に、校区の具体的な取組でございます。庄内中学校区は、小学校1校、中学校1校の施設分離型の小中一貫校でございます。小学校と中学校は約1キロメートル離れており、施設一体型の一貫校と異なり、教員や児童生徒間の交流や合同授業などの取組が物理的に難しいという

課題がございましたが、1人1台端末や通信環境の整備により、ICTを使用した小中連携の取組が可能となりました。その取組を4点ご紹介いたします。

まず1点目です。「9年間で情報活用能力を系統的に育成する取り組み」でございます。中学校の総合的な学習の時間では、学習のまとめとして、学習用タブレット端末を使って発表を行っております。資料1の写真は、中学生の職場体験活動の発表会を、小学校にオンライン配信し、交流している様子でございます。

資料の6ページをお願いします。2点目は、「共有ドライブを活用した小中連携の取り組み」でございます。小中学校で系統的・発展的に平和学習、人権学習を行うことができるように、小中学校の教員が利用できる共有ドライブを活用して、お互いのカリキュラムや資料を共有しています。今年度は、6年生が修学旅行や平和学習での学びを基に作成した動画を中学2年生が視聴いたしました。資料には、動画を視聴した中学2年生と小学6年生がオンラインで交流している様子でございます。なお、3学期には中学2年生が修学旅行において、鹿児島県の知覧特攻平和会館で学んだことを、小学6年生に発表する予定としております。

3点目は、「小中合同授業のICT化」でございます。小学校の運動会練習期間に、小学校と中学校の体育の授業の時間を合わせ、小学生が競技を行ってうまくできないことを、中学生がオンライン上で実演やホワイトボードを使ってアドバイスをする合同授業を行いました。

4点目は、「WEB会議ツールを活用した児童会・生徒会の取り組み」でございます。小学校の児童会と中学校の生徒会の活動の幅を広げ、自主的・実践的態度を育成したり、中1ギャップを解消し、小中学校のスムーズな接続を図ることを目的に、ICTを活用しております。資料4は、中学校の校則や制服について、児童会役員と生徒会役員が意見交換をしている様子でございます。

最後に、「小中一貫教育の取り組みの成果」でございますが、今ご紹介しましたように、ICTを活用することで、場を共有しない児童生徒たちの新たな関係性をつくり出すことができ、教室空間を超えた深い学びを実現することができたと考えております。また、1人1台端末が整備されて2年目となりましたが、児童生徒、教員、それぞれのICT活用スキルが向上しており、様々な教育活動において、ICTの活用が広がってきております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

ありがとうございました。今報告にありましたうち、ICTを活用した小中一貫教育の取組についてということで、第17回の全国サミットin飯塚、庄内小中一貫教育についての取組がありましたけれども、報告していただいた範囲内の方は分かりましたけど、この全国交流会の中で特に注目を浴びたところ、どういうふうに聞いたらいいか分かりませんが、何か質問が出たりとか、何かそういう点がありますでしょうか。

○学校教育課長

先ほど、報告の中でも申し上げましたとおり、施設一体型は、こういうのを結構やりやすいんですけど、庄内小中学校の場合は、1キロメートルほど離れたところで場を共有しない児童生徒たちが、意見交換等を実施しているというところが、参加者にとっては、感想として、出ておりました。取組として、価値があるということです。

○川上委員

順序よく聞けばよかったんだけど、どこのどういう学校からどういう質問が出たのかなという感じですけど、答えられますか、今日。

○学校教育課長

I C T教育の推進分科会の中では、庄内小中学校のほかに、東京都の八潮学園、これ義務教育学校ですけど、そちらのほうが発表されておりました、そちらのほうの学校からの質問等がありました。

○川上委員

議会の委員会質問の中ではあまり知りたいから知りたいからというのを聞くのはどうかと思いますけど、1、2聞きたいんですけど、もしこの中1の職場体験活動発表会を小6が、6年生が視聴しているとか、同じ庄内というエリアで暮らしているという関係から言っても、関心深かったんではないかなという気がするんですよ。一方で、体育ですか、オンラインで、逆上がりのテクニックを教えたのかなとか、しやすいテーマと、今言った体育なんかはどうやってやるのかなという感じがしたんですけど、そここのところの成果と課題というか、このようなことなら、あの間、移動時間を入れても20分ぐらいでしょうから、どっちかがどっちかに行つて、こうやって逆上がりつてするんですよというふうに教えたほうが、ちょっと背中、腰を上げてやったりしたほうがいいのかという気もしたりしたんですけど、その辺はどうですか。

○学校教育課長

確かに学校のほうに移動してということも考えられますけど、結構、子どもって移動するとなったら、結構労力が教員のほうにかかりますので、こういったI C Tで即時にそれができるというところ、皆さんがすぐ体育館で小学生が練習していたら、中学生がそれを見ながら助言ができるというところは、非常に効果的などころだと考えております。

○川上委員

体育実技系の場合はいろいろ、課題も幾つかあると思いますけど、テレビでもバスケの何とかとか、スポーツ、体操のいろんな、テレビ教室みたいなものがないことはないからですね、あれですけど。分かりました。

それから次に移りますけど、今回は小中一貫教育の全国サミット i n 飯塚ということで庄内地区なんですけど、この間、私はつくらないほうがいいんじゃないですかというふうに言ったんですが、モデル校をつくりましたね。作らないというか、ほうがいいというか、全部モデル校にしたらどうですかとか思ったわけですよ。特定のところだけをモデル校などとすると、何か特別な付加・負担がかかって、学校の先生も子どもたちも、疲れ果ててしまうんじゃないかという心配があって、その後、そのようなことが起こってないかという意味合いで、成果をお尋ねするという面もありますけど、そういう余計な負担がかかたりしてないかどうかという問題意識ですけど、総合的に答弁してください。

○学校教育課長

今回サミットにおきましても、I C Tのモデル校であります幸袋小中学校も発表したんですけど、資料作成、発表の準備等は大変だと思いますが、教員にとってやはり授業力をつけるということは非常に大事なことでございまして、その辺り、その担当指導主事、それから学校教育の職員等、授業研究資料作成等のサポートをしっかりと行って、学校の負担のほうはなるべく少なくなるように、授業研究に専念できるようなことに努めてまいりました。モデル校につきましても、上穂波小学校、それから幸袋小中学校はモデル校になっております。各学校それぞれ研究主題を決めて、計画的に取り組んでおります。上穂波小学校では、個別最適共同的な学びを実現する授業改善・業務効率化の在り方ということで取り組んでおります。内容としては、I C Tを効果的に活用した授業改善、それから、デジタル化や事務の効率化による教職員の働き方改革、こちらのほうに取り組んでいただいております。で、教育のデジタル化を進めながら、授業の資質能力育成に向けて、授業構成だけではなくて、授業内容を変革することを目指すと同時に、新しいことを取り入れるということだけで、多忙感が増すことにならないように、常に教職員の業務改善の意識、推進を意識した取組のほうを行っていただいております。成果ですが、各モデル校で、取組の効果等が実証されております。その取組の効果を、市

内の小中学校に広めることで、各学校のモデル校の実践や、それからそこで培ったノウハウ等を基に、市内の全小中学校に、それを還元して取り組むことで、効果的かつ効率的にICT教育に取り組むことができるようになるんじゃないかというふうに考えております。

○川上委員

教職員、教員の場合ですね、全国的な傾向としては過労によって脳梗塞で倒れる、それは労災ではないか、あるいは教育委員会の安全義務、教育委員会というか、学校長になるのかな、安全配慮義務違反状態があるのではないかとか、というような状況がある中で問題意識なんですけど、例えば今回のモデル校になったということで、先生方が自宅でいろいろ研究を集中的にしなければならぬ、準備を集中的にしなければならぬということがあって、仮にしている、それが学校長のほうで分からないと。自分もできないことを若い先生たちがしていることもあるかもしれません。そうなってくると、先生たちの過重な負担状況というのが、見えなくなるのではないかと。だからもしかしたら現在、安全配慮義務にもとるような状況が進行中かもしれない。努力をしても、家ですることですから、そういうようなことが起こらないように、あるいは安全配慮努力義務が校長がきちんとできるようにするために何か特別に研究されていることがありますか。

○学校教育課長

1点は先ほど申し上げましたとおり、ICTを使ったら効果的・効率的に授業ができる、改善できる、教材作成、教材研究の時間が短くなるということは、今、研究でももちろん取り組んでいただいているところなんですけど、そういったところが一つ、事務の効率化もございしますが、働き方改革につながるんじゃないかと考えております。それともう一点、委員会のほうで把握しないといけないのが先生方の勤務時間がどれだけかかっているか、超過勤務がどれだけあるかということ把握しないといけませんので、その辺り、アンケート等取りまして、先生方の業務改善のほうに努めているところでございます。

○川上委員

それは具体的にはどういうことをされていますか。昔だったらよく分かりませんが、風呂敷を2つまで、1つならいいけど2つ3つ抱えて帰る先生は危ないとかいう感じで、そういうわけではないと思いますけど、アンケートは、イメージがちょっと湧きませんが、具体的にはどういった感じですか。

○学校教育課長

内容としましては、時間がどれだけいるかということ、出退勤システムのほうで確認。ただ先ほど、委員がおっしゃいましたように、それだけでは家に持ち帰りということがありますので、プラス内容面、その業務にどれだけのかかっているのかと、割合ですね。やっぱり先生方、その小学校の場合でいえば教材研究が多い、中学校には部活動等がありますので、もちろん事務仕事のほうもございします。その辺りをアンケート取りまして、それを改善のために、今後委員会としてどのような対策をとっていかないといけないかということ、現在、考えているところでございます。併せてストレスチェック等も実施しております。

○川上委員

朝早く行かなければならぬ、給食は短時間で食べないといけないと、久世副市長、給食15分ぐらいで食べ切れますか。とか、部活がある場合とか、それから、この子ちょっと心配というような、生きた子ども、生きたっておかしいな、生身の人間ですからね、それにきちんと生身の人間が対応していくという仕事をして、何時頃に帰るか分かりませんが、そして納得するまで家で仕事していると、身がもたないだろうという。コップに7分しか水が入ってないところに、あとICTが3分、水が入るわけじゃなくて、もう既にもうこぼれる寸前か、こぼれる状態の中でICTが入ってくるわけですよ。その量が多かろうと少なかろうと、こぼれてしまうかもしれないという、そういう心配の仕方をして、あのようにならなすね。

一方で、子ども、先ほど懲戒の問題を言いましたけど、宿題を忘れたら、という話がありましたけど、慣れないことをやっているわけですよ。バッテリーが切れていて動かないとかあるわけですよ。そのときに子どもがちょっとパニックになってみたり、一部機械を破損したりしたことが、パニックによってではないけど、というようなことがありましたけど、そういうときの対応の仕方とか、そういう難しさもあると思います。そうした中で前回お話をしたんですけど、例えば掲示板とかいう表現でしたかね、に、これはちょっと、というようなことを子どもが書いてしまったとき、どうしますかと。消せばいいですよと、また書いたらどうしますかと、また消せばいいですよと、また書いたら、消せばいいですよということだったんですけど、外部勢力が教育の中立を侵してものを言うてくるような、局面は許してはいけないという話でしたら、そうだということだったんですけど、そのことについて、学校現場で、夏以降、何か特別な工夫をするようなことがあったでしょうか。

○学校教育課長

現場におきましては、インターネット等で、そういったものが発見された場合、掲示板等に発見された場合には、前回も申し上げましたけど、発見した場合はすぐに管理職のほうに報告、それから、もちろん学校教育課のほうにも、それは報告するようになっております。その対応としましては、書き込みの内容を確認しまして、消す、もしくは、記録を残すという場合もあると思います。差別的な書き込み等については、むやみに人の目に触れたり拡散しないように、削除ということになると思います。それから、そういった事象につきましては、関係機関等に関しては、状況に応じて事象に関する情報提供を行います。ただし、差別的な事象への対応、学校への再発防止の指導に関しては、教育委員会のほうが主体となって、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

○川上委員

その場合の関係機関というところは、どこということはあるんですか。

○学校教育課長

これは県や市の関係部署ということになると思います。

○川上委員

それはどこになりますか。県や市の関係部署というのは。

○学校教育課長

福岡県でありますと、学校で起こった場合につきましては、福岡県の教育委員会になります。市の場合だと、対策課のほうに、人権の対策課のほうになると思います。

○川上委員

飯塚市、市長部局の人権・同和政策課のことを言っているんですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

教育の中立性や自主性という角度から考えた場合、市長部局の人権・同和政策課に報告するのはどういう意味合いがありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:49

再開 15:00

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

失礼いたしました。あくまで連絡、情報を、そちらのほうに提供はするんですが、出すんですけど、連絡はするんですが、その後、その学校の指導であったりとか、その後の改善策等に

つきましては、学校が主体となってももちろん行うことであります。教育委員会としては、指導することはございますが。

○川上委員

人権に関わること以外でも、不適切な落書きとかあるかもしれません。小学生はうんちが好きなんですね。ものすごく好きなんですよ。うんち書くよ。でも、人権に関わることも、大人目から見れば、どうかなと思うことを書くことはあるかもしれません。それは部落差別問題とは限らないんですよ。そしたらどうする。複数書くかもしれないんですよ。そしたら報告すべき関係機関とかいっぱいあって、パンクするですよ。学校教育のやっぱり中立性とか自主性とかいうのはさ、外から干渉して壊されるということがあるかもしれないけど、傷つけられるということがあるかもしれないけど、自分たちが壊しかねない。干渉を引き寄せてるかもしれないということあるんですよ。だから、私は、教育の中立性、自主性という立場で、そのクラス、その学校で、きちんと対応できるように、守る、援助するというのが、行政の仕事じゃないかと思うんです。正しくない解決方法を求めると、2次被害、3次被害ということにもなりかねないので、これは、前回の委員会でも答弁があったように、もう消すと。で、学校の中で対応していくということがベストじゃないかと思うんですね。人権問題というのは様々なことがあるわけですから。そういう考え方で私思うんですけど、教育委員会どういうことですかね。

○教育部長

今委員がおっしゃられますように、落書き、そういったものに対するその内容によっては、非常に多岐にわたるものというふうに考えております。で、多岐にわたりますので、そういった場合、まずはスクールカウンセラー、そういったところも踏まえながら、学校内で問題への取組を行っていくということが大切ではないかと、そういうふうに考えているところでございます。

○川上委員

そういう方向、確認したいと思うんですけど、現在、福岡県が人権に関わるということで、アンケートを取り始めているんですよ。差別体験を書いてくださいというアンケートなんです。部落解放同盟に関わる場所に委嘱しているんですよ。過去の経験から言えば、こういう取組、実態調査とは今度は言っていないと思うけど、こういう取組しているときに、学校現場で賤称語を使ったような出来事が起こったりすることが過去にありました。今、インターネットの世界で、こうしたことが、何か簡単に人を傷つけるようなことが行われる傾向があるので、それとは戦わなければならないんですけど、そうした中で、学校現場で事態が起る危険性があるので、そのときに、先ほど言った立場で、子どもの成長過程による未熟さから来るものに対する適切な指導や教育の立場で接近する必要があると。外部勢力の干渉を、自ら引き込むようなことにつながりかねないような、とにかく情報提供しておこうとかいうのはやめてもらいたいと。で、ICT教育の場合は、特に注意しとかなないといけないんじゃないかと。教育部長の答弁を確認する意味で発言しました。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

小中一貫校のサミット in 飯塚というのがあったということで、これは、分科会でICTの教育についても触れたということなんですが、このタイトルからして、小中一貫校がいかにかいとかいというようなイメージを持つんですけども、物理的に、この一貫校ができないというところもあるかと思うんですけど、一貫校のメリットを強調すれば、反対にそういうことができないところとの格差が広がるんじゃないかなろうかというような気がするんですけども、そういう格差が広がるかもしれないと。それに対してどういうふうなことをしたらいいだろうかとい

うような意見は出なかったですか。

○学校教育課長

飯塚市の小中一貫教育の取組で、全体会の中でもご説明させていただいたんですけど、うちの場合はその施設一体型、施設隣接型、施設分離型ということで、目指す子どもの姿を共通に設定しまして、9年間の活動プランとかをつくりながらやっていますので、その辺りは、差異が出ないようにということでやっております。で、特にほかの地域等から、そういった質問は出なかったというふうに聞いております。

○吉松委員

それならよかったですけど、私はもう率直に、メリットが強調されたという印象を持ったんですね。それで、ひょっとしたらもう一貫校をできるだけ進めていこうというような流れの会議であったんじゃないかという懸念もしたんですけども、どうしてもできないというところに、ICTの活用というところが入ってきたのかなと想像したんですけども、そういうところはどうやったですか。

○教育部長

すみません、このサミットの名称がですね、小中一貫校のサミットではなく、小中一貫教育のサミットということになっておりまして、まず、施設一体型の一貫校をどうのこうのではない、サミットであったということでございます。次に、施設分離型における小中一貫教育でございますけれども、小中一貫教育の一つのメリットとしましては、小学校中学校の先生方の乗り入れ授業というのがございます。で、おっしゃられるとおり施設一体型の場合は距離的にも非常に近うございますので、そういったところが簡単にと言ったらちょっと語弊があるんですけども、距離的な部分では、分離型よりも非常に乗り入れ授業がしやすいと。ただ、ICT教育の推進によって、この乗り入れ授業というのが、分離型の学校でも非常にやりやすくなった。そういった部分のメリットもございます。こういった部分もちらのサミットのほうで、たしか紹介があったというふうに記憶しています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

すみません、GIGA端末の利用について、文科省から通知文書があるというのを、あるセミナーでお話を聞いたことがあるんです。それについて、資料として提出していただきますよう、委員長においてお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○学校教育課長

はい。提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま、江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができたようです。サイドブックに掲載されておりますので御覧ください。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。この資料を読む限りでは、GIGAスクールで整備された、配備されたGIGA端末に関して、学校だけにこだわることなく、いろんなところで利用できるようにしていこうという姿勢ということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

はい。そのとおりでございます。

○江口委員

不登校児童の生徒への対応についてなんですけれど、この中でも、ここでもG I G A端末の利用等々、I C Tに関しては、大きな役割を果たしていると思っているんですけど、これに関して何らかまとめたものがあったりしますでしょうか。あるようでしたら資料として出したいんですが、いかがですか。

○学校教育課長

はい。提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されています。サイドボックスに掲載していますので御覧ください。

○江口委員

資料提出ありがとうございます。こちらを見ても、利用されているというのが読み取れるわけなんです。そう考えたときに、虐待のときの話だけど、フリースクールありますよね。そういったところで、この不登校児童がフリースクールに行った場合には、そこでのタブレット端末の利用等々に関してはどのようになるのか、また、それに対して何らかの支援があるのかどうか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

民間のフリースクールには、その端末のほうの中にはタブレットドリル、それから動画視聴等の学習が行われますので、そこで活用されているというふうに聞いております。そのときに、モバイルルーターのほうが必要になってまいりますので、そちらのほうの貸出しを同時に行っております。

○江口委員

タブレットドリル等々、どういった形で利用されているのか、その点、もう少し説明いただけますか。フリースクールにおいて、G I G A端末等々をどのように活用しているか。

○学校教育課長

申し訳ございません。具体的なプログラムのほうは把握してないんですが、先ほど申し上げたタブレットドリル等、学習、授業等、授業というか、その学習の中で活用されているというふうに聞いております。

○江口委員

それに対して、先ほどモバイルルーターの貸出しをしているというお話がありました。で、当然不登校児童であっても、タブレットに関してはお渡しているわけですよね。で、それをやるときに、例えばそのフリースクール側にそういった機材、モバイルルーター以外に関しては、何らかの支援をしているのかどうか、その点はいかがですか。

○学校教育課長

そのほか、特に支援する機材についてはございません。不定期に訪問等は行っておりますが、機材等については支援はございません。

○江口委員

今、タブレットの機材に関してはないというようなことなんだけれど、I C Tに限らず、フリースクールへの支援というのは、どのようになされているのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

先ほど申しあげました不定期に訪問等は行っております。で、あるフリースクールでは、有償のボランティア等がそちらのほうに伺って、授業というか、学習のほうを支援しているというふうに聞いております。

○江口委員

Lボラでしたっけ、の活用をされているってことですよ。フリースクールを考えると、それぞれのよって立つところが、どういったところかというのによるかもしれませんが、ある意味、飯塚の子どもたちが学ぶ場所ではあるわけですよ。そうすると、モバイルルーターを貸出しているというのは、ありがたいことだと思うんですけど、それ以外に、何か必要なことってあるのではないかだったりとか、行政としてできることはないのかとか、もう少し探していただいてもいいのかなと思ったりするんです。例えば学習をするにしても、教科を教えるにしても、教えるほうとしても、子どもは教科書を持っているけど、教えるほうは教科書を持ってない、だったらきついわけですよ。学校だったら教科書は当然あるでしょうし、例えばその指導教科の教本みたいなやつがあったりはしますよね。そういったものも含めて、不登校児童生徒の居場所として、ご協力いただいているのであれば、そこへの支援についても改めて考えていただきたいとお願いをしておきます。

あともう1点、GIGA端末の使用状況を調査すべきだというお話をさせていただいて、8月の委員会の中で、年度内に調査をやりたいと、やりますというお話がありました。それから、3か月たったわけですが、使用状況の調査は行われていますか。

○学校教育課長

学習のタブレット端末を整備しまして、2年たっております。子どもたちの活用状況を把握するために、現在ルールを守って使うことができているかどうか、子どもたちにアンケート調査のほうを実施しております。まだ結果が出ておりませんが、その調査結果に基づきまして、健康面や情報モラルの指導等を再度徹底してまいりたいというふうに思っております。

○江口委員

子どもたちへアンケートを実施しているということなだけけれど、はたしてそれで分かるのかどうかと思うんです。で、委員長、あと3点、今のアンケートの、配っているアンケート用紙、それと、クロームブックを使っているわけですよ。そして、例えば、iPhoneとかiPadとかだったら、スクリーンタイムと言って、管理画面というか、どういったソフトがどのくらい動いているというのが見られるような画面があるわけですけど、クロームブックの中ではどんな管理画面となるのか、それを資料として出していただきたいと思いますが、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。暫時休憩いたします。

休憩 15:19

再開 15:22

委員会を再開いたします。

○江口委員

すみません、ちょっと資料として出しづらいってことだったんで、質疑でやりたいと思います。アンケートの項目、どんな形になっているのかと併せて、管理画面、管理画面というか、どういった画面になっているのか、その構成をお聞かせいただけますか。

○学校教育課長

失礼しました。アンケートの項目としましては、使用上のルール、子どもたちに年度当初に渡しているものがございますので、学校のほうではそれを子どものほう、家庭のほうに渡し、ホームページに載せております。ルールを守って使うことができているかというアンケートの

項目と、それとあとは残りは、活用能力、情報活用能力ですね、文字が打てる、どのくらい打てるかとか、こういった図を作成することができるかとか、そういったところの、各学年の実態に応じて、発達段階に応じて、質問項目が設定されております。

2点目の画面ですが、こちらのほうはすみません、文字のほうで説明させていただきます。言葉のほうで。グーグルにログインした画面のほうから、メニューバーの右上に、グーグルクロームの設定、これが出ます。そこの履歴をクリックしますと、日付ごとに、子どもたちのアクセスの時間、どこに接続したかということが表示されるようになっております。

○江口委員

アンケートの中では、ルールを守って使えているかの、そのルールのところに関しては、それ1問のみというような形ですか。

(はいと発言する者あり)

管理画面の中では、アクセス時間とどこに接続したかが表示される。じゃあ、例えばゲームに何時間だったとか、ウェブを見るのはどのくらいだったとか、そういった部分に関してはないのでしょうかね。

○学校教育課長

はい、ございません。

○江口委員

ただその、どこに接続したかで推測することはできる、する、それしかないというふうなところですか。

○学校教育課長

はい、そこに入った時刻とどこに接続したかということが検索、履歴として残るようになっております。

○江口委員

前の質疑の中で、ログインの時間は分かるんだけどという話があったかと思います。今も何か、どこにアクセスした、どこにね、いつアクセスしたというのは分かるんだけどという話からすると、どのくらいの時間見たというのに関しては、分からないということよろしいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

子どもたちの利用状況に関しては、それこそ、子どもが言うことをまるっと信じるしかないというふうなところになるんですか。今の話だったら、どこに何時にアクセスしたかは分かるんだけど、どのくらいやったのは分からないわけでしょ。そうすると、ルールを守っているかどうかというのは、アンケートに、正直な子どもで、いや、守れていませんって書くかもしれないんだけど、守ってないんだけど、いや守れていますって書くかもしれないんですけど、それは分からないというふうなことになるのでしょうか。

○学校教育課長

今現在の子どもの使用状況を調べる時間、何時に入って、何時に出たかというところまでは、何時間やったかとかいうことは分からないようになっております。ただ、子どもたちは学習タブレット端末、スマートフォン、そのほか、ゲーム等もございますが、学校のほうでは正しい情報リテラシーのほうを身につけさせるために、もうこれは子どもたちみんな周知しているところですが、タブレットを使うときのルールを決め、夜遅くに使ってはいけない理由であったりとか、そのほか、道徳と教科等の学習の中で、子どもたちがきちんと納得する説明、指導、そういうのをしっかり行って、子どもたちに自立的に自発的に守らせていくというところもしっかり取り組んでいるところでございます。

○江口委員

そうは取り組むとは言うんだけど、それでも、ゲーム依存って起きるわけですよ。だから、保護者にしても心配されるわけだし、教育関係者にとっても、このICTの活用に関しては、しっかりモニタリングしないとならないという話があるんです。で、ログインしか分からないとか、どこにアクセスしたかのところしか分からないにしても、そしたらもう、そこをどうにかして見る努力をしなければならぬということだと思っんです。で、二、三回行ったと思うんだけど、子どもたちに不定期に、半年に1回とか、学期に1回でもいいですよ。月に1回でもいいかもしれない。じゃあ、今日ちょっとそのね、アクセスの調査をします。どんなところにアクセスしているか調査します。で、じゃあ今から先生の言う手順で画面を開いてくださいって言って、ここやって、ここやって、ここやってって言って、アクセスの、先ほどの管理画面というか、どこにアクセスしたのかが時間とアクセス先が分かる画面を開かせて、それを、はい、じゃあ順番に持ってきなさいって言って、子どもたちがこれを持って行って、先生が見て、んーって言って、ここでね、あ、大丈夫な子はマルとか、気になる子は三角とか、バツとかつけて行って、後で改めて、それを詳細を調べるとか、そういったことをやらないと、現実はどうやっているかというのは本当につかめないままですよ。で、例えば、今みたいな形でやるとすると、画面開いてぱっと見て、こうやって処理をしようと思うと、1人30秒もあればいいかもしれない。そうすると、30人だったら、15分ぐらいなんだけど、その後の処理も含めて、30分としても、学期に1回30分とかね、先生方負担かもしれないけれど、だけど、安心して使わせていいのかな、それかもしくは、あら、この子ども、ちょっと気をつけておかないとって言って、そのシグナルを読み取って、保護者に、すみません、今日、お子さんの使用状況をチェックしたら、ちょっと心配になることがあったんですが、家での状況はどうですかというご連絡を差し上げるとかいうことができると思うんですが、それを2度ほどやっていただきたいという話をしたんだけど、やりませんか。皆さん方のほうで、別な手段があって、これをつかめるんだったらいいですよ。そうでないんだったら、もう簡単な、簡単というか、今できるところからやるしかないと思うんです。半年でもいいかもしれないし、学期に1回でもいいかもしれない。で、できたらそれをICT支援員がやるのも一つかもしれないんだけど、できたら担任の先生が見ると、あ、この子はって、そうやってね、家庭の生活も家での使用状況も見えるので、担任のほうで指導も含めてやれると思うんです。そこについてやっていただきたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

○学校教育課長

課のほうでも、この件についてはかなり検討しまして、具体的な策を考えておりました。で、学校の先生方にはなるべく負担がかからない方法で、容易に使用状況を把握できる方法がないかということ、今、調査しているところですが、現時点では最適な方法がございません。グーグルに管理方法の提案をお願いしているところがございます。グーグルのほうに今、その辺り、どんな改善策があるかということを考えていただいています。で、先ほど申し上げたようなやり方では、使用時間のほうは把握できないことになっております。ただ子どもたち、先生方については、そういったやり方で、ご負担かけるかもしれませんが、やるということもできるんですが、ただ、子どもたちへの指導ということで考えていきますと、よく学校で問題になります持ち物検査の場合で、何も無いのにチェックをするというのが適切じゃないというふうなところがございます。なるべく教育委員会のほうで、先生方の子どもへの指導が適切に行われるように、考えていきたいというふうに思っております。そういった意味で先ほどのグーグル管理保護の提案のほうをお願いしております。現時点では、前回申し上げましたとおり、教育委員会のほうで、目視で確認できるというのがございますので、いつ入って、遅くに入っているかそこで確認できますので、目視で確認ということ、定期的に行っていきたいというふうに考えております。

○江口委員

教育委員会は目視でやりたいと言っているんだけど、それについては、ログインの時間だけなんでしょう。ですよ。どういったところに接続しているというのは分からないわけですよ。それが勉強なのか、アダルトサイトなのか、分かんないわけですよ。教育委員会の部分ではね。いかがですか。

○学校教育課長

どこにつなげたかというところまでは分かるというふうになっております。ログインした時間と、どこにつなげたかということです。

○江口委員

で、あるんだったらそれで、ある程度見えるかもしれないので、ただ、ログインのみですか。そういうわけじゃなくって、その後に、例えば、10個探し回ったとしますよね。10個全部分かるというところ。それとも、最初に行ったところだけが分かるのか。

○学校教育課長

私も実際の画面を見たことありますけど、その子が入った、その日に入ったところ、時間でどこのサイトに入ったかということは追えます。

○江口委員

はい、じゃあそしたら、もしかしたらそれでやれるかもしれないね。どちらにしてみても、それで、現実はどうやって、それぞれの子どもさんが、児童生徒がどうやっているのかというのをきちんとチェックをしていただきたいと思うんです。どちらがやってもいいですよ。で、言われたように、年度内にきちんとやっていただけるということでよろしいですか。どちらの形であっても、ちゃんとやっていただけるということでよろしいですか。

○学校教育課長

はい、今申し上げた方法で、グーグルのほうの検討事項も含めまして、どちらかの形で実施をします。

○江口委員

教育委員会がやるってすごい大変なんじゃないかなあと思ったりはするんだけど、どちらでも結構です。しっかり、ちゃんと全児童生徒のアクセスをきちんと、どのぐらいの頻度でというのに関しては、半年に1回、学期に1回、のあたりでいいかと思うんですけれど、最低そのぐらいに関してはきちんとやっていただきたいとお願いをしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により、ご報告いたします。

今回ご報告いたします工事は、専門工事3件でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づき、1件目につきましては、専門工事電気A等級に、2件目につきましては、専門工事管（水道）A等級に、3件目につきましては、専門工事管（空調）A及びB等級に格付される指名業者を指名するこ

とを決定し入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。(仮称)楽市・平恒統合保育所園舎建設(電気設備・その1)工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5119万6200円、落札率91.99%で、有限会社入江電気工事店が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります2者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。(仮称)楽市・平恒統合保育所園舎建設(給排水衛生設備・その1)工事につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5078万1500円、落札率91.99%で、株式会社三英工業が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります4者同額の応札があり、地方自治法施行例の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。(仮称)楽市・平恒統合保育所園舎建設(空調設備・その1)工事につきましては、6者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5575万2000円、落札率91.99%で、株式会社テクノゼックが落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります4者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引にて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

電気と給排水と空調なんでしょう。その2を併せて報告してください。

○契約課長

(電気設備・その1)工事、それぞれ電気、給排水、空調・その1をしておりますが、(電気設備・その2)工事につきましては、別途入札を実施しております。(電気設備・その2)工事につきましては、10月18日に入札を執行いたしまして、契約金額3004万5400円で、有限会社オカ電が落札をいたしております。

次に、(給排水衛生設備・その2)工事につきましては、同じく10月18日に入札、落札金額が1675万8500円、株式会社深田環境開発工業が落札いたしております。

最後に、(空調設備・その2)工事につきましては、これも10月18日の入札で、落札額は1329万3500円で、オガワ設備工業株式会社が落札しております。

○川上委員

その2を最初報告しなかったのはどういう理由ですか。

○契約課長

委員会に報告する工事請負契約の案件につきましては、設計金額5千万円以上のものを報告することとしておりますので、その2工事につきましてはそれに達しておりませんので、報告に上げておりません。

○川上委員

これは一体なんでしょう。ここは福祉文教委員会だからね。総務委員会ではないんで、楽市・平恒の保育所についての報告をしているんだったら、一体的に報告してもらわないと、報告を聞いても、何か誤った認識を持ちますよね。何かルールがおかしいんじゃないですか。どこで決めたんですか、その5千万円だけを報告して。

○委員長

川上委員、どこで決めたのかというのは入札制度のことになります——(発言する者あり) 暫時休憩いたします。

休憩 15:42

再開 15:44

委員会を再開いたします。

工事契約議案については、法で1億5千万円以上が議会の議決事項となっているが、1億5千万円未満、また5千万円以上の工事契約についても所管の委員会に報告するのが例であるということで申合せとなっております。

○川上委員

だから、5千万円を超えたから、超えた分だけを報告したということを行っているわけですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○川上委員

5千万円、税抜だと5千万円を超えてないのもあるでしょう。悪税10%入れて、5千万円を超えているでしょう。この消費税の分の取扱いはどうなっているんですか。

○契約課長

議決の1億5千万円というのも設計金額、税込みでしておりますので、税込みで5千万円を超えているものが、報告の対象というふうに考えております。

○川上委員

今回の場合はその1があればその2があるし、大体、分かるよね。その3もあるかもしれない。だってこれ全体の一部だけ、議会に報告するというのはおかしくないですか。私はね、一般論で、分離分割で地元業者が仕事が取れているようにというようなのは、公正入札という点で言えばね、地元、地場企業の振興ということはもう当然賛成だけど、そのことと委員会に報告するのに、その1だけを報告する。それはその3だけを報告するとかいうことも起こるわけでしょう、一般論で言えば。何のために報告するわけ、そしたら。こういう建設費を議決しておりました。それに加えてこういう工事があって、それに加えて、電気と給排水と空調がありますと言って、こんな立派な保育所を土壌検査もせずにやりましたと報告するわけでしょう。その一部だけを報告して何の政策的な意味があるんですか。だから先例がこうだということやったら、「なお」で続けたいといけません。全体としてこういうことなんです。これだけお金がかかりますけど、大事な事業ですというのは、福祉文教委員会に対してはそういう報告でしょ。総務委員会じゃないんだから。今後、同じようなことがあった場合は、全体像を委員会に報告してもらいたい。先例を否定する必要はないけど、それだけを報告するとか書いてないでしょ。ほかは報告してはいけないとか書いてないでしょ。付託案件質疑じゃないんでね、それを求めておきたいと思います。

それでもう一つ、質問したいのは、無効というのがありますね。ちょっと説明してもらっていいですか。

○契約課長

今、委員がおっしゃいますのは、空調設備の工事の中で、入札の中で、無効、あります。この無効につきましては、入札のときに詳細な内訳書の提出というのを義務づけているというか、提出を求めておりますが、この業者につきましてはその詳細な内訳書ではなく、簡易な内訳書ということで、入札書の提出の要件を満たしてない入札であったので、その入札を無効としたものでございます。

○川上委員

その業者は、簡易な内訳書ですか。では無効になるということが分かっているに出したわけですか。分からないで出したんですか。

○契約課長

工事の指名の通知の際に、この工事についての注意書きも併せて通知をいたしておきまして、この入札時に工事内訳書の提出が必要となります。そして、簡易様式不可ということで、全者に通知しておりますので、その業者は理解していたものと考えております。

○川上委員

それは分かっておったということは確認していますか。これは無効ですねというときに、事情を聞いて、分かっていたのに、無効状態、覚悟の上だったというのは、そういう確認をしましたか。

○契約課長

その後、該当の業者と電話で契約課の職員のほうが話しておりますが、勘違いをして、簡易の様式でいいものと思って出していたということで、話を聞いております。

○川上委員

私がこれを聞くのは、なかなか、談合があつていましてよとかいう情報を出しづらい場合がありますよね。だから、例えば、体育館のときみたいに、札に辞退と書いて入れた、応札した企業があつたでしょ。全くでたらめなことだと思うけど、何もペナルティーも受けてないんですよ。金額を書くところに辞退と書いたんですよ。それほど、ややこしい、談合とか談合情報、メッセージを送ろうとすれば。だから、これは、もしかしたら、百も承知で、無効となるようなことをしたのは、形を変えた談合情報の提供ということではないのかというふうに、私は思ったぐらいです。この件、6本について、くじ引がありますよということなんですけど、談合情報は来てないんですか。

(発言する者あり)

○委員長

川上委員に申し上げます。入札制度に関する質疑——— (発言する者あり)

暫時休憩いたします。

休憩 15:52

再開 15:52

委員会を再開いたします。

○契約課長

今回の入札について、談合情報はあっておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。